

第 5 次 加古川市男女共同参画行動計画 (素案)

加古川市

目次

第1章 計画の策定	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 国の動き	2
5 県の動き	4
6 市民意識調査からみる現状と課題	5
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	19
2 策定方針	19
3 重点目標と施策体系	20
第3章 施策の方針と具体的内容	
重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大	21
推進項目1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	23
推進項目2 就労の場における女性の活躍	24
重点目標2 仕事・家庭・地域における男女共同参画の推進	25
推進項目3 ワーク・ライフ・バランスの実現	27
推進項目4 仕事と家庭を両立できる環境の整備	27
推進項目5 互いに支え合う地域づくり	28
重点目標3 安全・安心な暮らしの実現	29
推進項目6 生涯を通じた健康支援	31
推進項目7 あらゆる暴力に対する防止対策	32
重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	33
推進項目8 意識改革を進める啓発活動の展開	35
推進項目9 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	35
計画の推進	36
成果指標と目標値	37
参考資料	
1 第4次男女共同参画行動計画の成果指標と達成状況	38
2 第5次男女共同参画行動計画策定の経過	39
3 加古川市男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱（抜粋）	40
4 加古川市男女共同参画推進本部設置要綱（抜粋）	42
5 加古川市男女共同参画行動計画策定検討委員会設置要綱	44
6 男女共同参画社会基本法	45
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	48
8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	52
9 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	53
10 男女共同参画のあゆみ（年表）	54

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 11 (1999) 年 1 月に、「加古川市女性施策懇話会」からの提言を受けて、男女共同参画社会の実現を目標とする「加古川市男女共同参画行動計画」を策定し、その後、社会環境の変化に対応するために、平成 18 (2006) 年 3 月、平成 23 (2011) 年 3 月、さらに平成 28 (2016) 年 3 月に「行動計画」を改定し、男女共同参画社会実現に向けて施策を推進してきました。

近年の人口減少社会の本格化や人生 100 年時代の到来、AI ^(*1) などの技術進歩、多発する自然災害や新たな感染症への対策、SDGs (持続可能な開発目標) ^(*2) の達成に向けた世界的な潮流、さらには人々の生活様式や意識・価値観の多様化等にも対応しながら、さらなる取り組みを展開していくことが必要です。

特に、平成 27 (2015) 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (以下、「女性活躍推進法」という。)」が成立し、令和元 (2019) 年の改正では一般事業主行動計画の策定義務が中小企業へ拡大されるなど、社会全体で女性活躍の動きが拡大しています。男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野への女性の参画拡大を進めていくことが不可欠です。

また、本市においても、「加古川市人口ビジョン」及び「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和 2 (2020) 年に改定し、将来にわたり活力ある地域社会の構築を進めています。女性の活躍や男女共同参画社会の形成は、地方創生のためにも重要であることから、その実現に向け取り組んでいく必要があります。

このため、市民の方々への意識調査や意見募集等を実施したうえで、今後予測される社会情勢の変化や、市の男女共同参画に関する現状等を踏まえて計画内容を見直し、「第 5 次加古川市男女共同参画行動計画」を策定することとしました。



イラスト

(*1) AI : 人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のこと。

(*2) SDGs : 平成 27 (2015) 年に開催された国連持続可能な開発サミットの中で、令和 12 (2030) 年までの行動計画に掲げられた「持続可能な開発目標」のこと。SDGs を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取り組みを進めている。平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

2 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」とし、本市における男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために実施する施策の基本的な方向性を示します。
- (2) 「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に規定される「市町村推進計画」とし、本市における女性の職業生活における活躍を推進するために実施する施策の基本的な方向性を示します。
- (3) 国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や、県の「第 4 次兵庫県男女共同参画計画」の方針を踏まえ、「加古川市総合計画」を上位計画として、関係する個別計画との整合性を図りながら今後の方向性を示します。

3 計画の期間

計画期間は令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの 6 年間です。

4 国の動き

政府は、これまで男女共同参画社会への取り組みを進め、昭和 50（1975）年に総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」を策定しました。昭和 60（1985）年には「男女雇用機会均等法」を制定、平成 8（1996）年に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

平成 11（1999）年、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年の平成 12 年には、初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、平成 13（2001）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定など、男女共同参画推進に向けた法整備も進められました。平成 17（2005）年には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22（2010）年には「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、平成 19 年には、関係閣僚、経済界・労働界の代表等による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

平成 27（2015）年に制定された「女性活躍推進法」の施行及び令和元（2019）年の同法の改正により、この法律に基づく地方自治体における推進計画や特定事業主行動計画の策定、一定規模以上の事業主に義務づけられる一般事業主行動計画^{(*)3}の策定によって、職業生活における女性活躍の推進が重点的に進められています。

平成 28 (2016) 年には、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を柱に据えた「第 4 次男女共同参画計画」を策定しました。令和元 (2019) 年にはセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント防止対策を強化するため、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策の総合的な推進並びに従業員の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (以下、「労働施策総合推進法」という。)」を改正しました。また、平成 30 (2018) 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」と「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 (以下、「働き方改革関連法」という。))」が制定され、あらゆる分野における女性の参画拡大が進められています。

男女共同参画基本計画 (第 5 次)

4 つの政策領域と 11 の個別分野

- 政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大
 - 第 1 分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 第 2 分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
 - 第 3 分野 地域における男女共同参画の推進
 - 第 4 分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現
 - 第 5 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 第 6 分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
 - 第 7 分野 生涯を通じた女性の健康支援
 - 第 8 分野 防災・復興における男女共同参画の推進
- 政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
 - 第 9 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
 - 第 10 分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
 - 第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
- 政策領域Ⅳ 推進体制の整備・強化

(*3) 一般事業主行動計画：ここでは「女性活躍推進法」に基づくものを指す。雇用主としての民間企業等 (一般事業主) は、「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍状況の把握・分析を行い、数値目標や取組内容等を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定するものとされている。常時雇用する従業員が 301 人以上の一般事業主は、行動計画の策定・届出及び公表・周知が義務づけられている。令和元 (2019) 年の法改正により、常時雇用する従業員が 101 人以上の一般事業主にも、令和 4 (2022) 年度より同様に義務づけられることとなった。

5 県の動き

兵庫県は、平成4（1992）年に女性施策の展開拠点として「県立女性センター」を設置しました。平成13（2001）年に、「ひょうご男女共同参画プラン21（第1次兵庫県男女共同参画計画）」を策定、平成18（2006）年に「後期実施計画」を策定しました。さらに平成14（2002）年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定し、県民、地域活動団体、企業、行政等の参画と協働により取り組みを進めてきました。

平成23（2011）年には、「新ひょうご男女共同参画プラン21（第2次兵庫県男女共同参画計画）」が、平成28（2016）年には、第3次兵庫県男女共同参画計画となる「ひょうご男女いきいきプラン2020」を策定し、女性活躍推進法第6条に基づく「都道府県推進計画」として位置づけました。少子高齢化による人口減少社会の本格化、これに伴う社会情勢の変化、多発する自然災害への対策、人々の生活様式や意識・価値観の多様化等にも対応しながら、さらなる取り組みを展開していくこととしています。

ひょうご男女いきいきプラン2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）

5つの重点目標と13の推進項目

重点目標1 すべての女性の活躍

- 推進項目1 あらゆる分野への女性の参画拡大
- 推進項目2 女性の能力発揮の促進と環境整備
- 推進項目3 農林水産業や商工業等自営業における女性の参画拡大

重点目標2 仕事と生活の両立支援

- 推進項目4 男性の働き方の見直しと家庭・地域活動への参画促進
- 推進項目5 ワーク・ライフ・バランスの推進

重点目標3 互いに支え合う家庭と地域

- 推進項目6 地域ぐるみの家庭支援体制の充実
- 推進項目7 地域における男女共同参画の推進
- 推進項目8 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

重点目標4 安心して生活できる環境の整備

- 推進項目9 生涯にわたる男女の健康対策
- 推進項目10 生活のセーフティネット
- 推進項目11 多様な人々が安心して生活できる環境の整備

重点目標5 次世代への継承

- 推進項目12 若者の就労と出会いの支援
- 推進項目13 多様な選択を可能にする教育・学習

6 市民意識調査からみる現状と課題

令和元（2019）年に実施した「加古川市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果からみる現状と課題は、次のとおりとなりました。

アンケート回収結果

調査地域 加古川市全域
調査対象 市内在住の満 18 歳以上の男女（令和元（2019）年 11 月 1 日現在）
標本数 3,000 人
抽出方法 住民基本台帳から年齢階層別に無作為抽出
調査方法 質問紙法（無記名自記式）、配布・回収ともに郵送
調査期間 令和元（2019）年 11 月 22 日～12 月 13 日

対象者数	有効回答数	有効回収率内訳（率）			
		全体	女性	男性	無回答
3,000 (100%)	1,162 (38.7%)	1,162 (100%)	672 (57.8%)	487 (41.9%)	3 (0.3%)

（1）男女の平等観などについて

「男女共同参画社会」という言葉を「知っている・聞いたことがある」と認知している人は 69.8%と、前回調査とほぼ同じ割合となっています。一方、「ジェンダー」^(*4) の認知が 25.4 ポイント増加して 75.9%、ハラスメント関連の言葉の認知が 90%を超えました。また、「セクシュアル・マイノリティ」^(*5) は 77.8%が認知しています。

男女の地位に関する平等感については、「社会全体で」、「平等」と回答した人の割合は 12.9%となっており、男性が優遇されている（「男性が優遇」と「やや男性が優遇」の合計）と感じている人は 71.6%です。また、男性は 19.3%が「平等」と回答したのに対し、女性は 8.3%にとどまっており、男女間の意識の差がみられます。前回調査（平成 26（2014）年実施）とどちらもほぼ同じ結果となっています。

固定的な性別役割分担意識を問う「ジェンダーに関する意識」については、どの項目も前回調査よりも平均 10 ポイント以上反対意見（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）が増加しています。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と「家族の介護・看護は、男性より女性がする方がよい」は、今回の調査では反対意見が 50%以上を占めています。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識は反対意見が全体としては 50.9%ですが、年代や性別によって 27.3%から 68.3%と大きな差があります。（図 1）

(*4) ジェンダー：社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性に基づいて社会的に要求される役割のこと。

(*5) セクシュアル・マイノリティ：性のあり方が、社会的にマイノリティ（少数者）であることにより、さまざまな不利益を被っている人のこと。身体的な性、性の自認、性的指向により、人それぞれに異なる。

一方、賛成意見（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）が50%以上を占めるものは「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい」、「家族を養うのは男性の役割だ」、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」となっています。

「男性であるがゆえに大変だなと感じたことがあるか」については、「よくある」と「時々ある」の合計は62.9%となっており前回調査から4.7ポイント増加しています。（図2）

また、そう感じた理由については「経済力が求められるから」が77.5%で前回調査と同じく最も高くなっています。（図3）

図1 ジェンダーに関する意識 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」

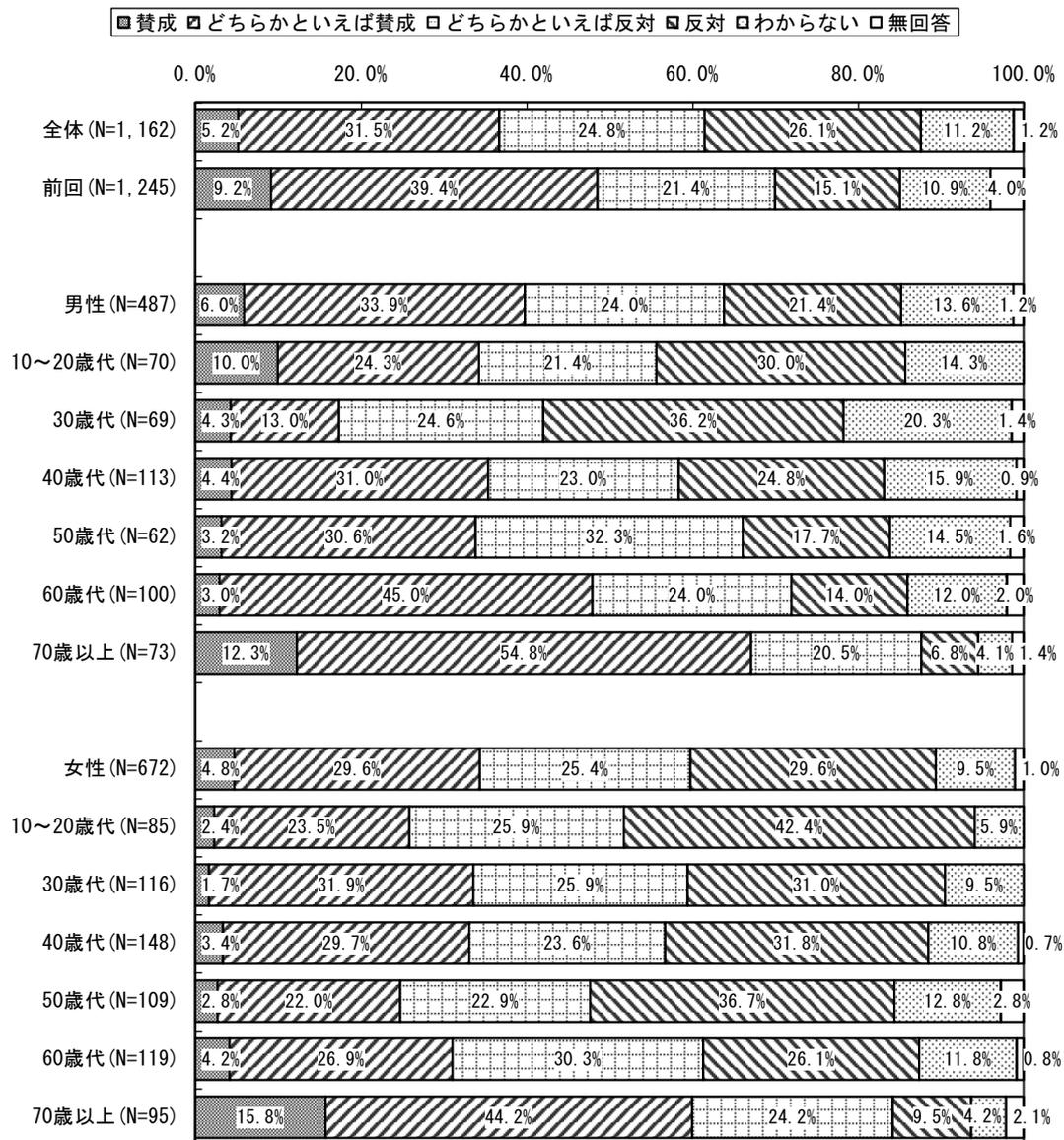


図2 男性であるがゆえに大変だと感じるか

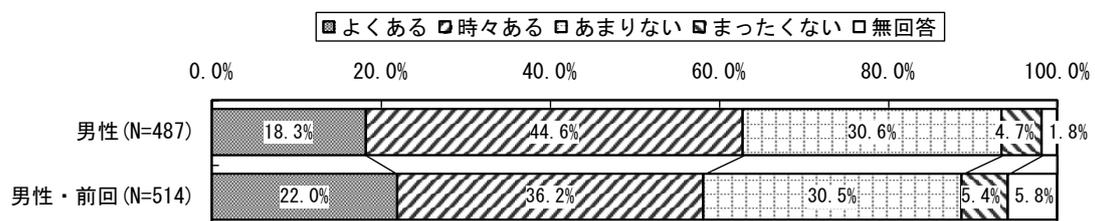
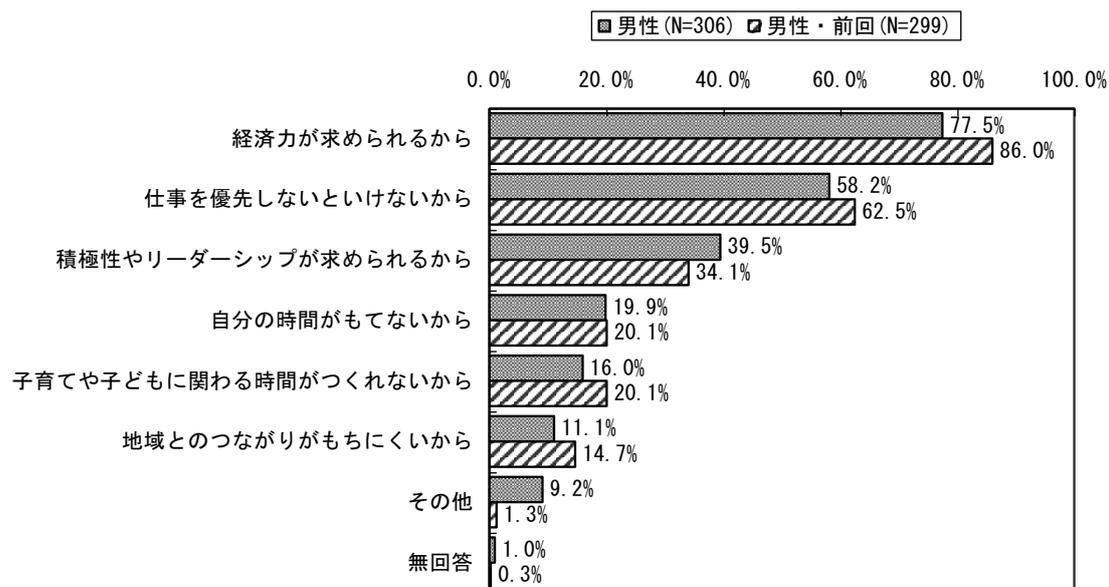


図3 男性であるがゆえに大変だと感じた理由（複数回答）



調査結果からの考察・今後の取組方針

男女共同参画に関連する言葉の認知度の向上については、平成 27 (2015) 年に開催された国連持続可能な開発サミットの中で、SDGs (持続可能な開発目標) に「ジェンダー平等」が挙げられていることや、ジェンダー・ギャップ指数^(*6)、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント^(*7)などの問題、セクシュアル・マイノリティなどについてメディアで取り上げられる機会が多くなっていることが影響していると考えられます。男女の地位の平等感については、前回の調査と同様に、学校教育以外の分野では男性が優遇されているという意識を持つ人が多く、また女性は男性ほど平等感を得られていません。

固定的な性別役割分担意識は少しずつ解消されてきていると考えられます。しかし、「家族を養うのは男性の役割だ」という性別役割分担意識がもととなる経済的負担感に大変さを感じる男性が多い状況は続いているままです。

男女間や世代間の考え方の違いを踏まえながら、男女が共に社会を担う意識づくりを継続して進め、広報紙や SNS など様々な媒体を活用した情報発信や、学校教育、生涯学習の場などあらゆる場面での情報提供を積極的に行っていく必要があります。



(*6) ジェンダー・ギャップ指数：世界経済フォーラムが毎年発表している、世界各国における男女格差を測る指数。4つの分野別指数や総合指数、順位等が発表される。

(*7) マタニティハラスメント：妊娠や出産に伴う労働制限、就業制限、育児休業などにより業務に支障をきたすとの理由から受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

(2) 配偶者等からの暴力(DV)について

DV^(*8)の認識度について、「暴行を受けた」という身体的暴力については「DVだと思う」との回答がいずれも80%台後半と高い割合になっています。性的暴力についても「いやがっているのに性的な行為を強要された」では85.8%、「見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた」では74.1%、また、「生活費を渡してくれなかった」という経済的暴力についても70%以上がDVと認識しています。一方、「交友関係や電話・メールを細かく監視された」という社会的暴力や、「何を言っても長期間無視され続けた」、「大声でどなられた」等の精神的暴力については前回調査と比べて認識度は向上しているものの、60%台にとどまっています。(図4)

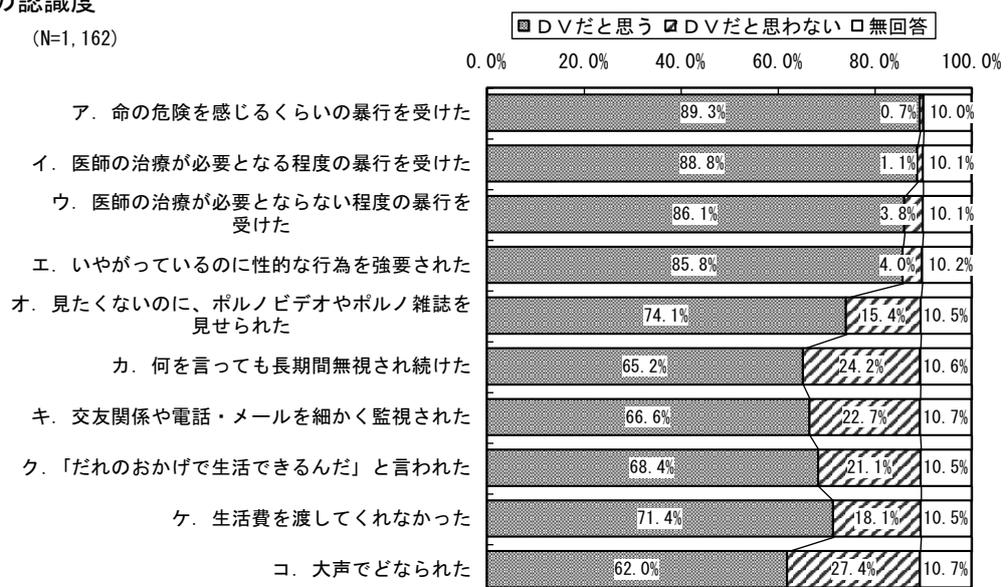
DVを受けた経験(「何度もあった」と「1~2度あった」の合計)について、身体的暴力では「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」3.2%、「医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた」3.3%、「医師の治療が必要とならない程度の暴行を受けた」7.7%で前回調査から大きな変化はみられません。DVを受けた経験が最も高かったのは「大声でどなられた」で30.0%となっています。「何を言っても長期間無視され続けた」、「『だれのおかげで生活できるんだ』と言われた」も10%以上で、このような精神的暴力を受けた経験がある人が比較的多くなっています。

DVの被害にあったときの相談については、「相談した」10.3%、「相談したかったが、だれ(どこ)に相談してよいかわからなかった」2.9%、「相談したかったが、相手からの仕返しが怖くてできなかった」1.8%となっています。一方、「相談しようとは思わなかった」は18.7%、「無回答」は66.3%で約3分の2を占めています。

被害にあったときの相談相手(相談先)については、「家族」が69.6%で最も高く、次いで「友人」47.8%、「市・県の相談窓口」17.4%、「警察」17.4%となっています。

図4 DVの認識度

(N=1,162)



(*8) 配偶者等からの暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス)):「配偶者等」とは婚姻関係にある相手方(事実婚を含む)のみでなく、離婚した元配偶者(事実婚にあった者)、生活の本拠を共にする(またはしていた)交際相手も含む。また恋人などの親密な関係にある(またはあった)者の暴力も対象としている。性別は問わない。「暴力に」は、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力も含まれる。

調査結果からの考察・今後の取組方針

DVは大きく身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力に分類でき、そのうち身体的暴力については、依然として、ある程度の割合で被害経験のある人がいます。精神的暴力については、DVと認識している人が比較的少ないですが、一方で、他の暴力に比べて受けた経験がある人が多いという結果になっています。DVは重大な人権侵害であり、また、犯罪となりうる行為で、決して許されるものでないことを周知し、誰もが互いを尊重し合い対等な関係でいられるよう、暴力の根絶に向けて意識啓発に取り組む必要があります。DVの被害にあったときの相談について「無回答」の割合が高く、被害者自身がDVを受けている認識が薄いということや、DVだと感じられなくなっている状況もあるとかがえることから、引き続きあらゆる機会を通じてDVに対する正しい認識の普及・啓発を進めていく必要があります。

DVの被害にあったときの相談先として、「市・県の相談窓口」や「警察」の割合も増加しているものの現状では「家族」や「友人」が中心となっています。また、相談先がわからなかった人や相談しようと思わなかった人もあることから、被害の潜在化を防ぎ早急に解決を図れるよう、相談窓口の明確化や専門機関の情報提供、安心して相談できる環境整備に取り組む必要があります。

(3) 家庭生活について

夫婦の役割分担について、すべての項目において「妻がする」との回答は前回調査から減少し、「妻と夫と同程度」は増加しました。特に、10～20歳代では、「掃除・洗濯」、「子育て」、「高齢者や病身者の介護」、「地域行事への参加」を「妻と夫と同程度」とした回答が40%を超え、その他の項目についても「妻と夫と同程度」が他の年代と比べて高い傾向があります。(図5、図6)

この1年間に参加した地域活動については、「町内会・自治会等の活動」が男性、女性とも最も多く、また、どの活動についても女性の方が参加している割合が高い傾向があり、「町内会・自治会等の活動」は男性41.9%、女性52.7%で女性が10.8ポイント高くなっています。「町内会・自治会等の活動」、「防災訓練や防災に関する研修会」、「仲間・友人と行うサークル活動」には「今後参加したい」という回答が男性、女性とも30%を超えています。この1年間に地域活動に参加していない人の、今後の参加意向については、どの活動においても「わからない」の回答が最も多いですが、一方、活動に参加している人は、同じ活動に「今後参加したい」という意向を持つ割合がいずれも50%以上と高くなっています。

男性の家庭・地域活動への参加に必要なことについては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」を80%近くの人が必要と考えており、「当事者(夫婦間)の考え方を尊重し、まわりの人が固定的な観念等を押しつけないこと」を必要と考える人の割合は前回調査から30.6ポイント増加して65.7%となっています。男性と女性の間で差が大きい項目は「男性が家事などを行うことに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」で、

女性が18.2ポイント高くなっています。(図7)

「生活の中の優先度」の希望については、男性は「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」との回答割合が高く、女性は「『家庭生活』を優先したい」と「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」が同程度であるのに対し、現実には、男性は「『仕事』を優先している」、女性は「『家庭生活』を優先している」が最も高くなっています。

図5 夫婦の役割分担「掃除・洗濯」

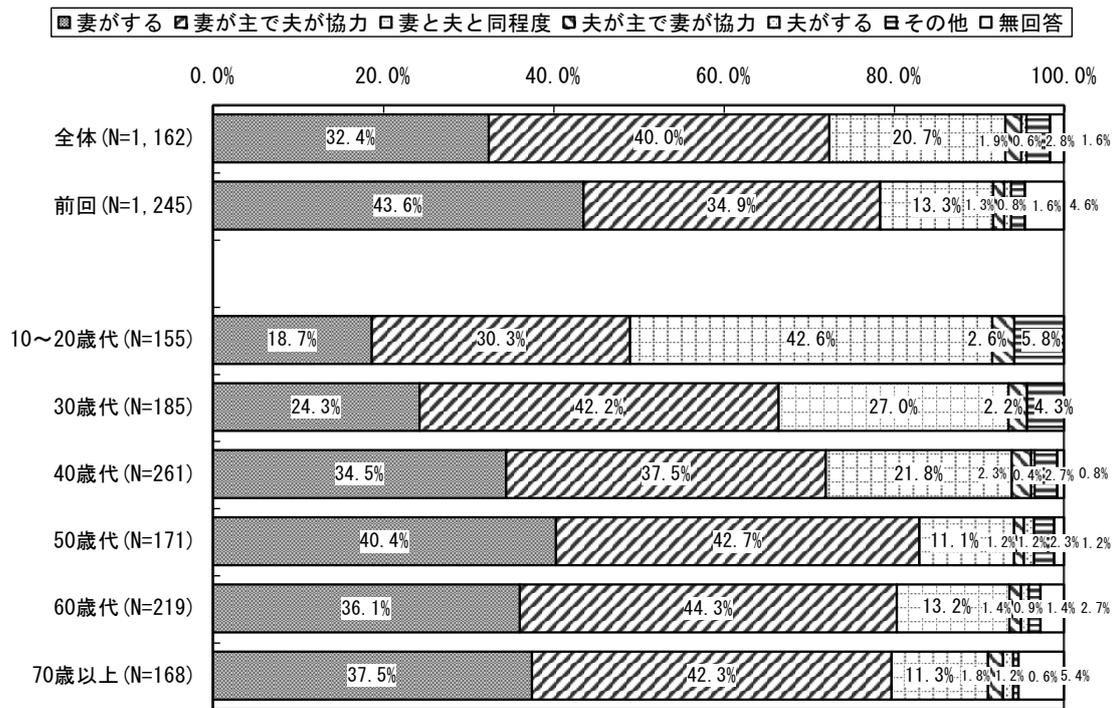


図6 夫婦の役割分担「子育て」

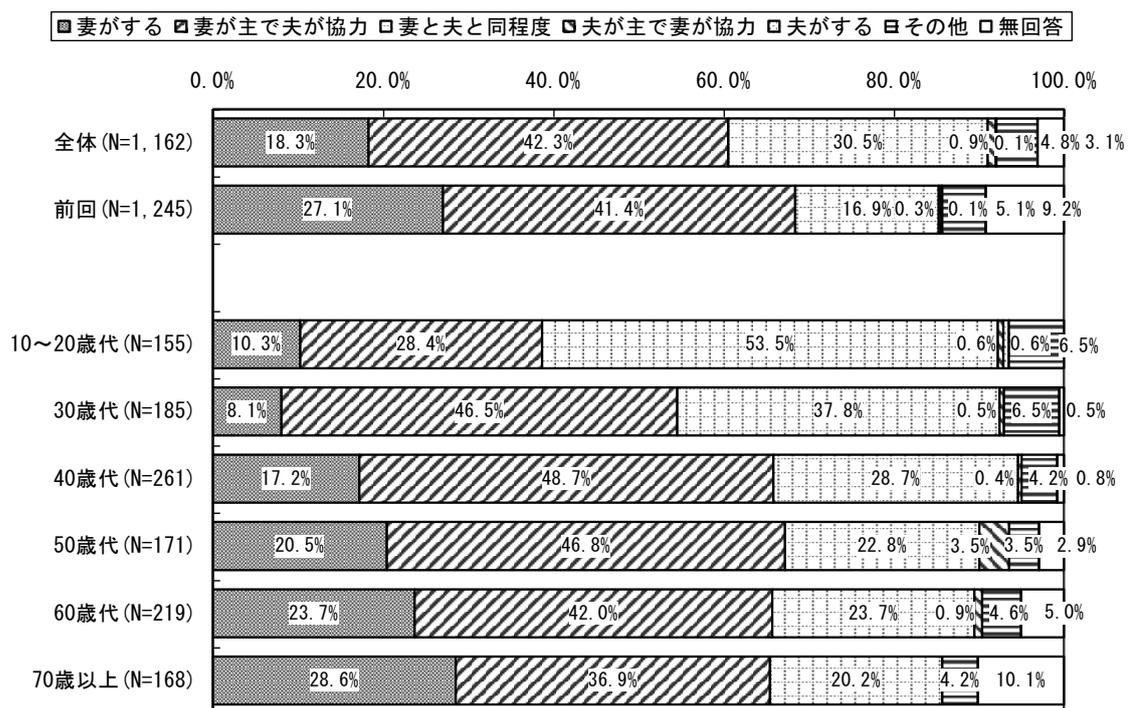
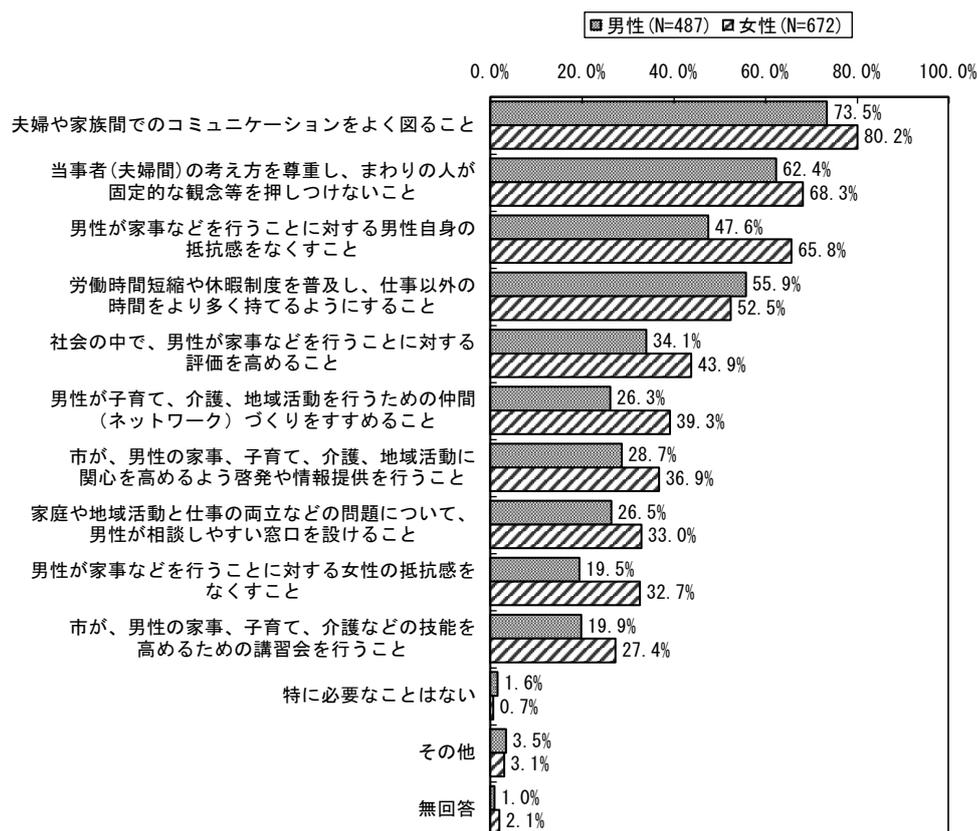


図7 男性の家庭・地域活動への参加に必要なこと（複数回答）【性別】



調査結果からの考察・今後の取組方針

夫婦の役割分担において、10～20歳代と30歳代の若い年代で「家庭内での男女共同参画」が進んでいることがうかがえるため、若年層への啓発をより積極的に行うことで、意識の定着、広がりにおいて高い効果が得られると考えられます。平均すると家庭内の仕事の多くをいまだに妻が担っている現状があり、年代に関わらず男性の家庭参画をさらに進めていく必要があります。

地域活動に「今後参加したい」という希望を持つ人がいる一方で、参加したいかどうか「わからない」という人もいるため、市民と協働のまちづくりを進めていけるよう、地域活動の内容を周知し、情報発信をしていく必要があります。また、地域活動に参加している女性は多いですが、リーダー的な役割を担っているのは男性が多いという現状があります。地域活動への男女共同参画をさらに推進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が共に助け合い責任を分かち合う社会づくりを進めなければなりません。特に近年は地震や集中豪雨などの自然災害が各地で発生しており、男女共同参画の視点を持った防災対策に取り組む必要性も高くなっています。

また、現実での仕事と家庭の優先度については、それぞれ一人ひとりが、仕事・家庭生活・地域活動において自分が希望するバランスで生きることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）^{(*)9}をさらに推進していく必要があります。

(*)9 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

(4) 女性の就労について

女性の就労についての考えでは、「結婚や出産などで一時仕事をやめ、子育てが終わると再び仕事をもつ方がよい」との回答割合が43.6%と最も高いですが、前回調査より9.7ポイント減少し、半数を下回りました。一方、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける方がよい（育児休業を取得する場合を含む）」との回答は38.9%で、前回調査より15.5ポイント増加しています。（図8）

女性の就労についての家庭での現状について、30歳代では「仕事を続けている」が37.8%で最も高いですが、40歳代になると「一時仕事をやめたが、子育てが一段落したあと再び働いている」が最も高く38.2%となっています。30歳代では「仕事を続ける方がよい」という考えを約70%の人が実現できています。しかし40歳代では、就業継続の希望を実現できているのは約47%で、一時仕事をやめたあと再び働いている人のほうが多くなっています。（図9）

女性の就労状況については、「仕事をしている」との回答が30歳代から50歳代にかけて70%を超え、前回調査と比べるとそれぞれ14.5ポイント、1.8ポイント、7.6ポイント増加しています。30歳代は27.6%、40歳代は20.9%の女性が「就労していない」と回答していますが、そのうち就労意向がある（「すぐに働きたい」と「将来は働きたい」の合計）のはそれぞれ81.2%、71.0%となっています。

現在仕事をしていないが就労意向がある女性の「働くにあたって気がかりなこと」については、「自分に向けた仕事につけるか」が前回調査から17.6ポイント増加し、58.9%で最も高くなっています。年代で見ると、30歳代、40歳代のそれぞれ約77%が「家庭との両立ができるか」を回答しています。また、30歳代、40歳代では「早朝・夜間・休日や、子どもが病気の時の保育をどうするか」、「放課後の保育をどうするか」の回答も他の年代よりも高く、50歳代では「家族の介護」の回答が他の年代よりも高くなっており、世代によって顕著な差がみられます。（表10）

図8 女性の就労についての考え

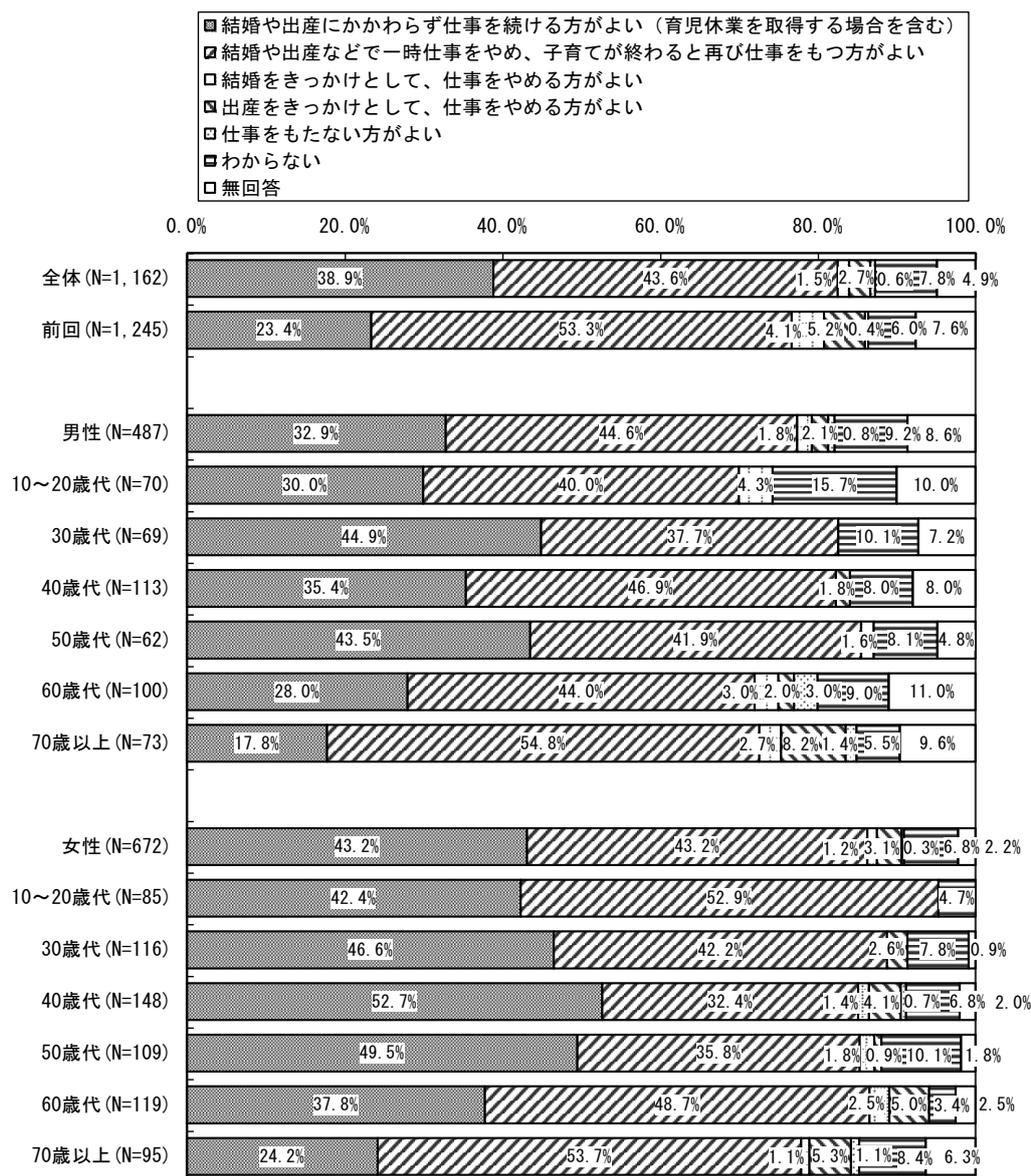


図9 女性の就労状況

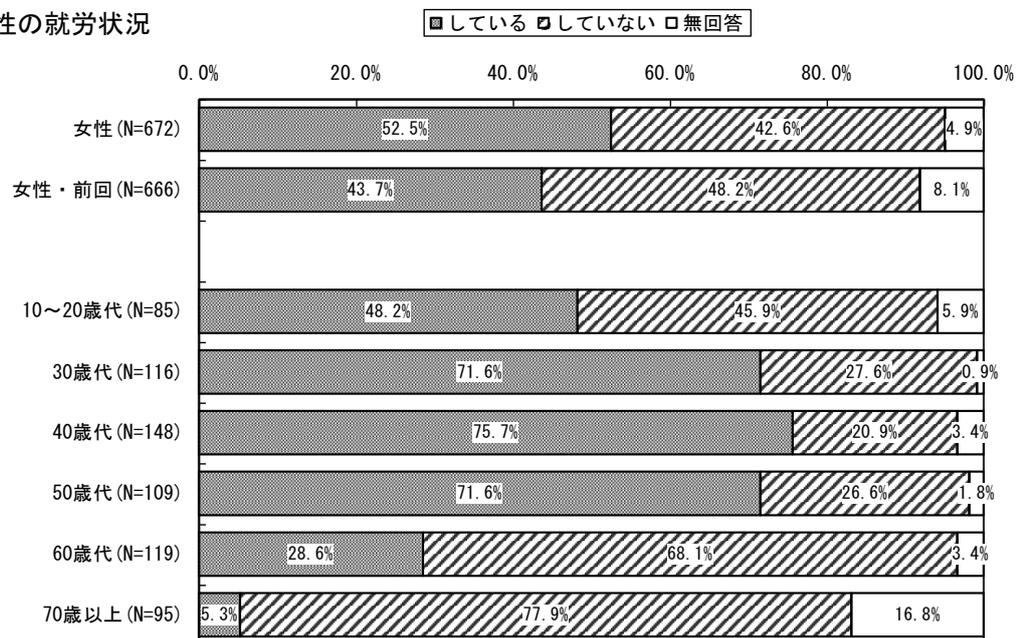


図 10 女性の就労について気がかりなこと（複数回答）

	有効回答数	年齢制限を受けないか	自分に向いた仕事につけるか	求人の情報を見つけるか	自分の資格や能力が通用するか	職場の人間関係がうまくいくか	賃金等、望む労働条件が得られるか	家庭との両立ができるか	自分の健康状態や体力	
女性	112	42.9%	58.9%	14.3%	24.1%	54.5%	37.5%	49.1%	50.0%	
女性・前回	104	54.8%	41.3%	12.5%	29.8%	49.0%	31.7%	54.8%	38.5%	
10～20歳代	33	6.1%	60.6%	0.0%	24.2%	63.6%	57.6%	30.3%	33.3%	
30歳代	26	26.9%	46.2%	23.1%	15.4%	42.3%	30.8%	76.9%	34.6%	
40歳代	22	59.1%	54.5%	22.7%	31.8%	59.1%	27.3%	77.3%	63.6%	
50歳代	13	84.6%	76.9%	30.8%	23.1%	69.2%	46.2%	38.5%	76.9%	
60歳代	12	83.3%	66.7%	8.3%	33.3%	50.0%	8.3%	25.0%	83.3%	
70歳以上	6	83.3%	66.7%	0.0%	16.7%	16.7%	33.3%	0.0%	33.3%	
		か 家族の理解が得られる	設 子に子どもが入所できるか	育 子をどようするかの施	子 早朝・夜間・休日や、	放 課後の保育をどうするか	家 族の介護	そ の他	特 にない	無 回答
女性		8.9%	11.6%	24.1%	16.1%	9.8%	0.9%	2.7%	1.8%	
女性・前回		7.7%	23.1%	27.9%	20.2%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	
10～20歳代		6.1%	12.1%	12.1%	3.0%	0.0%	0.0%	6.1%	0.0%	
30歳代		7.7%	26.9%	50.0%	30.8%	11.5%	0.0%	3.8%	3.8%	
40歳代		9.1%	0.0%	31.8%	31.8%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
50歳代		15.4%	7.7%	15.4%	7.7%	30.8%	7.7%	0.0%	0.0%	
60歳代		16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	
70歳以上		0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	

調査結果からの考察・今後の取組方針

女性の就労に関する考えや状況は、前回の調査時と比べて大きく変化しています。結婚や出産後も仕事を続ける女性や、子育てが一段落したあと再び働く女性が増え、また、現在は就労してなくても、働きたいと考えている女性も多くいます。こうした現状をふまえ、働きたい女性が安心して働ける環境を整備することが重要です。子育てや介護などを含む家庭生活と仕事が両立できるよう、支援制度を充実するとともに、働く場での女性の活躍推進について、今後さらに意識啓発を進め、女性の意思を尊重した職業生活ができるよう支援していく必要があります。また、就労にあたって「自分に向いた仕事につけるか」を気にかける割合が高くなっており、それぞれの希望に応じた多様な働き方への支援も必要です。

職場では依然として男性が優遇されていると感じる割合が高いという現状をふまえ、性別にかかわらず誰もが個性や能力を発揮することができる職場づくりと合わせて、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業や関係機関と連携して取り組みを進めることが重要です。

(5) 女性が活躍できる環境について

女性が職業生活において活躍できる環境にするために必要なことについては、「子育て・介護との両立のための職場の支援制度が整っていること」が70%を超えるなど、職場の制度や勤務時間、施設環境などを重視する回答の割合が高くなっています。また、女性が働くことに対する上司や同僚の理解、夫などの家族の支援といった意識が必要だと考える意見も60%を超えています。(図11)

職場でのハラスメントの状況について、自他を含めて何らかのハラスメントにあったことがある人は、年代によって若干の差はあるものの全体で42.8%となっており、男性、女性とも40歳代で最も割合が高く50%を超えています。

政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすために必要なことについては、「女性がリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」、「家事・子育て・介護などにおける夫など家族の支援」、「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という考えなど)をなくすこと」などの意識面や、「保育・介護などの支援に関する公的サービスの充実」の回答が50%を超え、「長時間労働の改善など、働き方の見直しを進めること」といった働き方の見直しを求める意見も49.3%となっています。「保育・介護などの支援に関する公的サービスの充実」と「家事・子育て・介護などにおける夫など家族の支援」は、女性が男性よりそれぞれ約20ポイント高くなっています。(図12)

図11 女性が活躍できる環境づくり(複数回答)【性別】

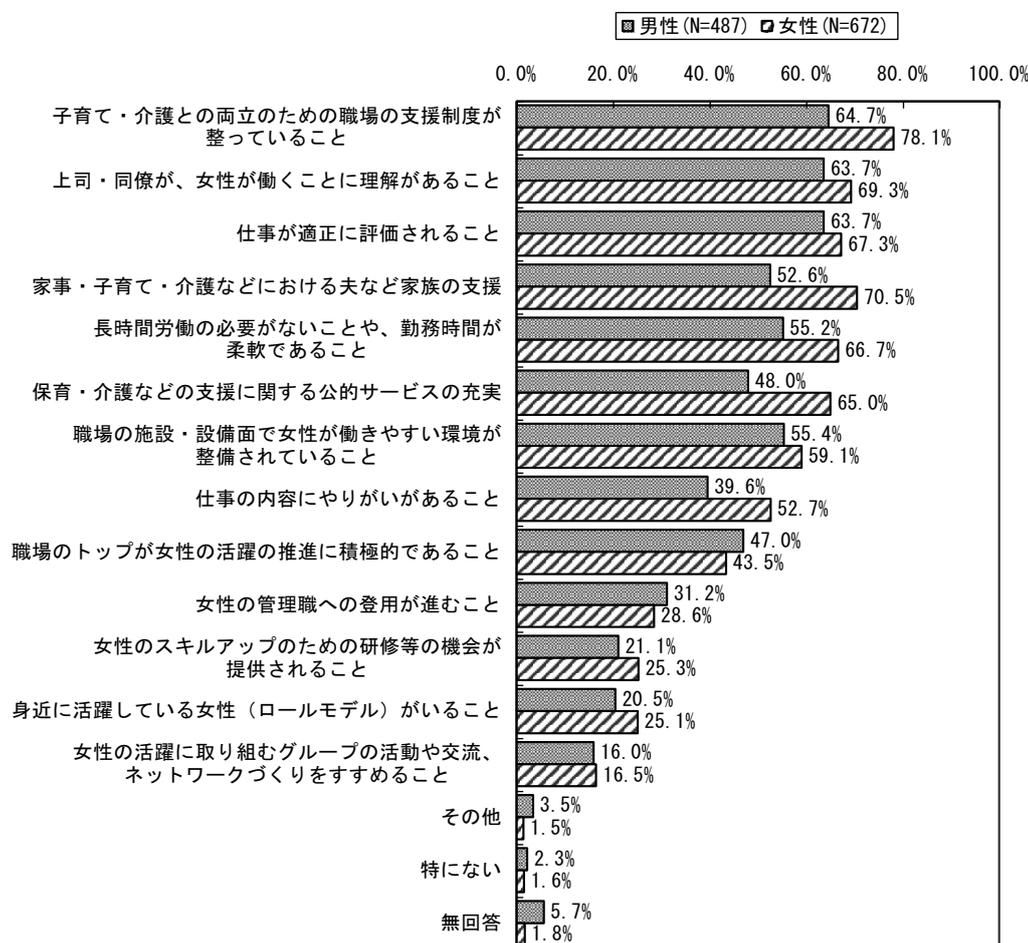
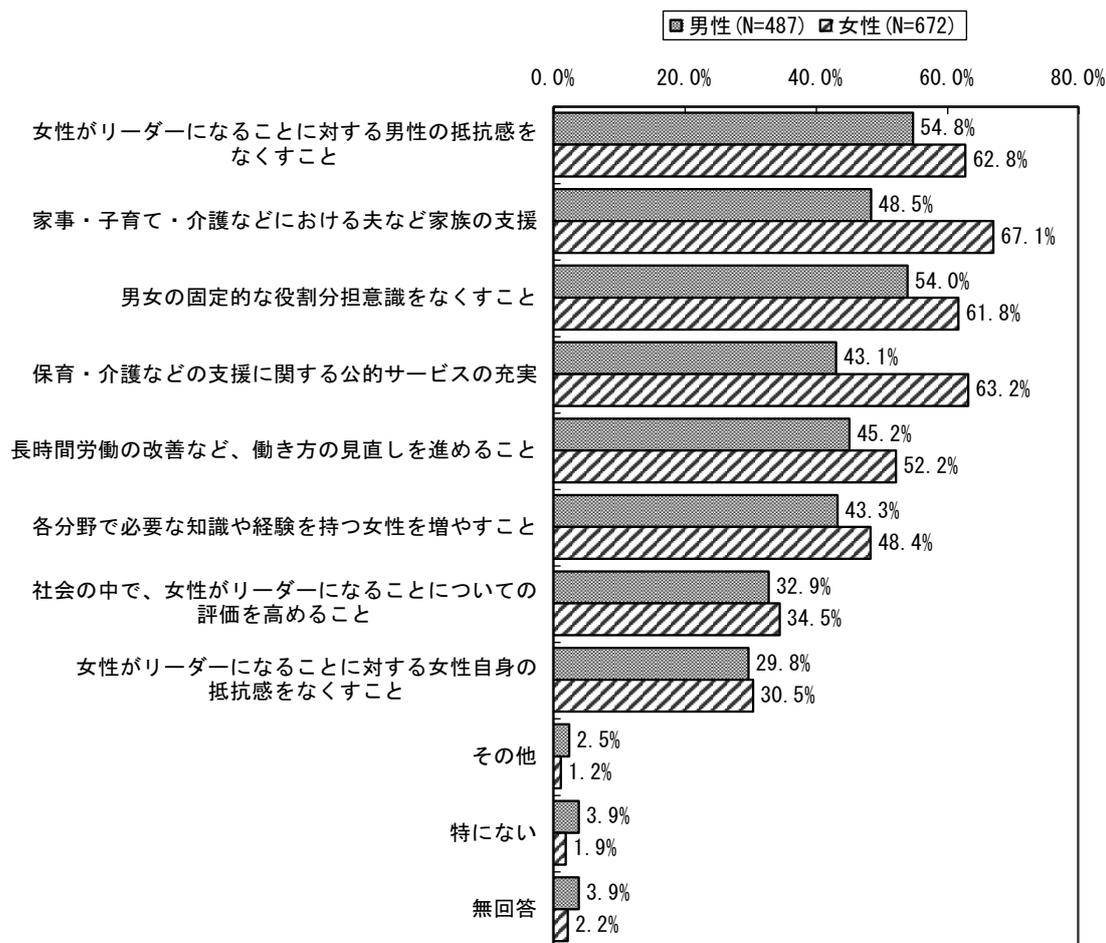


図 12 政治・経済・地域などの各分野における女性リーダーの育成（複数回答）【性別】



調査結果からの考察・今後の取組方針

女性が活躍できる環境づくりにおいて、家事・子育て・介護との両立のための職場及び家族の支援を必要とする割合が高く、また、上司や同僚の理解や、仕事に対する適正な評価といった意識や職場風土も必要とされています。職業生活における女性の活躍を推進するためには、企業や関係機関と連携して、制度面と風土・意識面の両方の環境整備を進めることが重要です。育児休業や介護休業の利用促進など、男性と女性がともに仕事と生活が両立できる環境を整えなければなりません。また、職場におけるハラスメントは女性の活躍推進を阻害するものであり、誰もが安心して働くことができるよう職場におけるハラスメント防止にさらに取り組む必要があります。

各分野における女性リーダーの育成においても、男性の抵抗感や男女の固定的な役割分担意識の解消と、家事・子育て・介護についての家族の支援や公的サービスの充実を必要とする割合が高くなっています。政治・経済・地域など様々な分野において女性が個性と能力を十分に発揮できるよう、女性のエンパワーメントに力を入れるとともに、男性、女性ともに、女性が意思決定の場におけるリーダーになることに対する抵抗感を払拭し、政策や方針決定過程への女性の参画をより一層推進する必要があります。また、男性の家事・育児・介護などの家庭参画促進や、男女の固定的な役割分担意識の解消、働き方改革などについて、さらに周知・啓発を進めていくことが必要です。

(6) 市の男女共同参画推進に関する施策について

「加古川市男女共同参画センターの認知度、利用度」は、センターを「利用したことがある」人は全体で3.3%、男性1.2%、女性4.6%である。認知している割合（「利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」の合計）は全体で31.2%、男性26.9%、女性33.9%で、利用度、認知度とも女性の方が高くなっています。前回調査と同様、「知らない」が66.7%で3分の2を占めています。（図13）

「男女共同参画社会の実現のため加古川市に望むこと」については、「保育や介護に関するサービスを充実する」が最も高く58.1%で、前回調査から15.1ポイント増加しています。「就労条件の改善や、男女の平等な扱い、働き方の見直しなどについて、企業等へ啓発する」は48.3%、「性別にかかわらず誰もがともに参画できる地域社会づくりを推進する」は45.4%で、それぞれ前回調査から15.3ポイント、18.8ポイント増加しています。（図14）

図13 加古川市男女共同参画センターの認知度、利用度

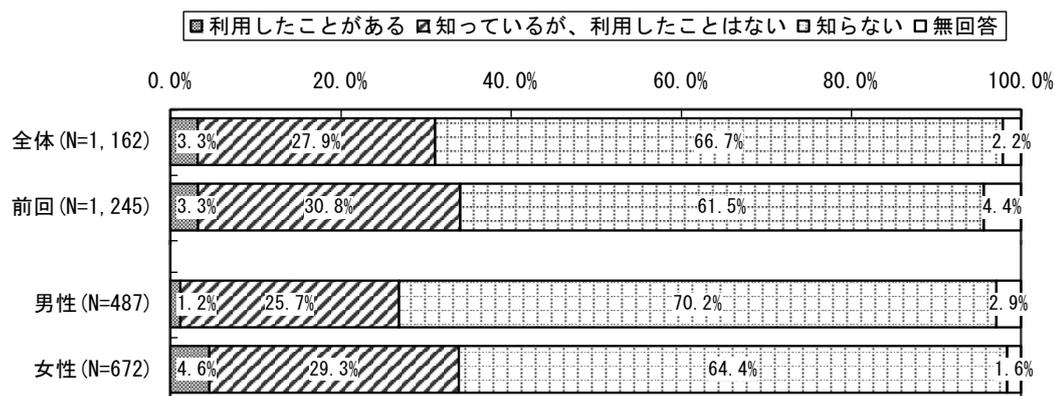
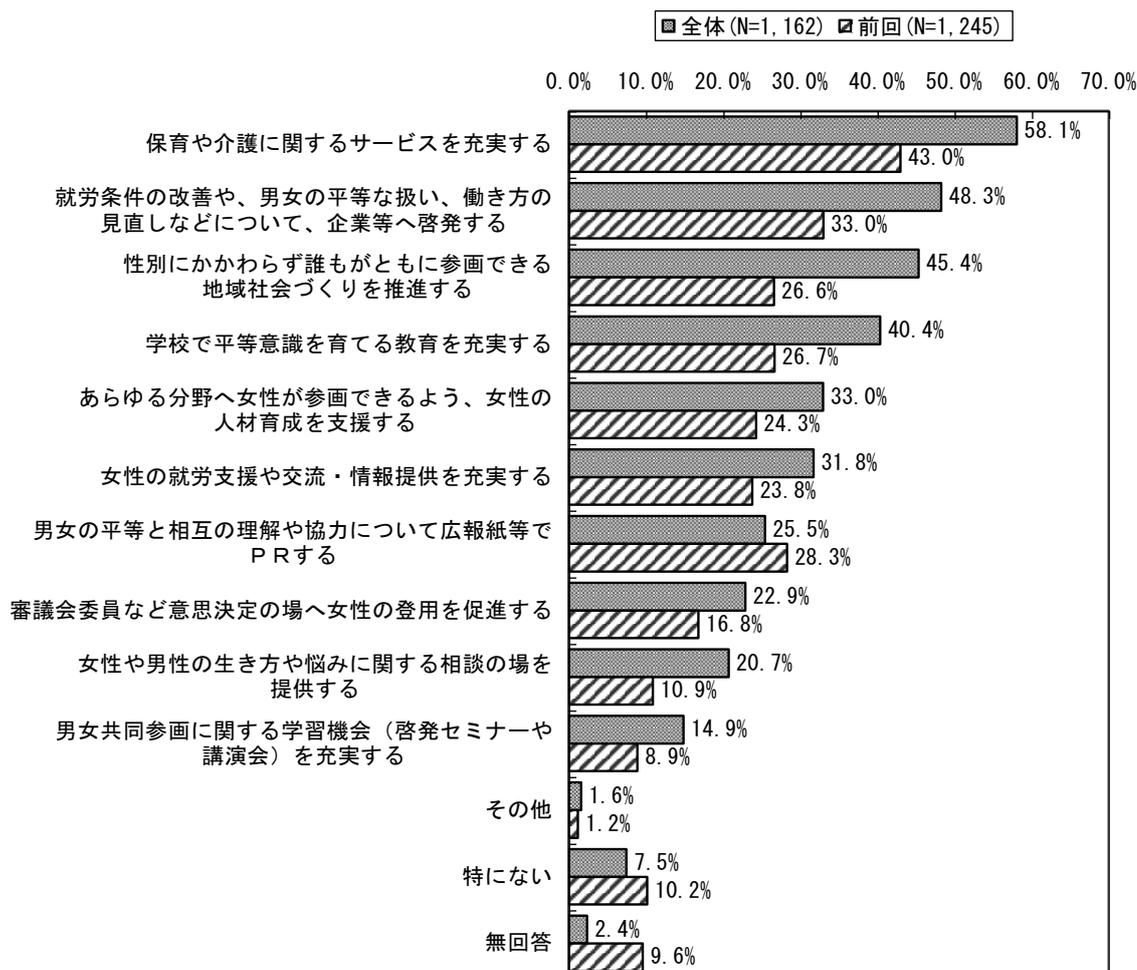


図 14 男女共同参画社会の実現のために加古川市に望むこと（複数回答）



調査結果からの考察・今後の取組方針

加古川市男女共同参画センターの認知度、利用度は前回調査からわずかに減少しました。性別では男性が女性より低く、年代では若年層が低くなっています。本市の男女共同参画を推進する拠点として、広報誌やSNSなど様々な媒体を活用して男女共同参画センターの機能等を市民に周知し、利用促進につなげていくことが大切です。

また、女性活躍推進法の施行や改正、働き方改革、男性の育児休業取得促進などにより、市への「男女共同参画社会の実現のための施策」のニーズが高まっていると考えられます。

保育や介護サービスの充実をはじめ、男女が共に働きやすい環境の整備や、性別に関わらずその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成について、企業、関係機関、市民との協働により、社会全体で推進していくことが必要です。

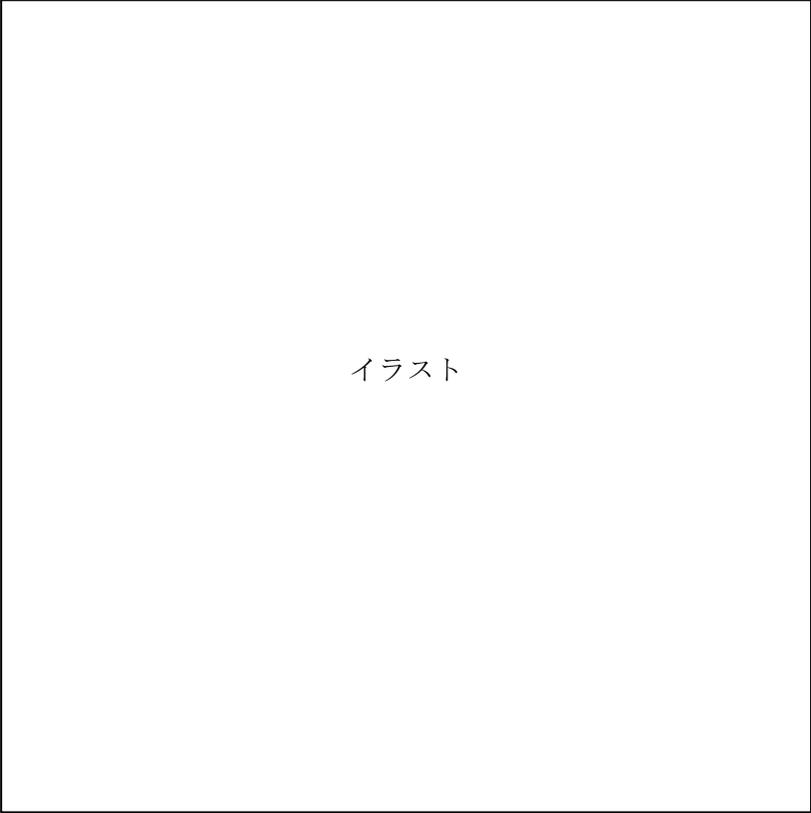
第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女が互いに思いやり 自分らしく ともに生きるまち 加古川

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

本市では、男女共同参画社会を確立し、「男女が互いに思いやり 自分らしく ともに生きるまち」をめざします。



イラスト

2 策定方針

本計画は、めざすべき社会像及び最近の社会情勢を踏まえるとともに、市民意識調査や前計画の取組結果を受けて、今後6年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取り組みをまとめるもので、かつ実効性のあるものとします。

計画における施策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るため、重点目標を4つに分けて体系化するとともに、各分野における成果指標を設定します。

3 重点目標と施策体系

重点目標	推進項目	取組内容
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	①性枠・方針決定過程への女性の参画拡大	1 審議会、管理職等における女性の登用の推進 2 政治分野における女性の参画拡大 3 女性のネットワークづくりへの支援
	② 就労の場における女性の活躍	1 女性が活躍できる環境の整備 2 女性のエンパワーメントの推進 3 各種ハラスメントの防止対策の推進
2 仕事・家庭・地域における男女共同参画の推進	③ ワーク・ライフ・バランスの実現	1 一人ひとりの働き方の見直しの推進 2 仕事と生活を両立できる職場環境の整備 3 多様な働き方への支援
	④ 仕事と家庭を両立できる環境の整備	1 男性の家庭参画の推進 2 子育て環境の充実 3 介護環境の充実
	⑤ 互いに支え合う地域づくり	1 地域活動への参加、参画の推進 2 防災活動における男女共同参画の推進 3 高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備
3 安全・安心な暮らしの実現	⑥ 生涯を通じた健康支援	1 命の教育、性の尊重の推進 2 心身の健康づくりへの支援
	⑦ あらゆる暴力に対する防止対策	1 女性、子ども、高齢者、障がい者等への暴力・虐待防止対策の推進 2 配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進
4 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑧ 意識改革を進める啓発活動の展開	1 広報、啓発の充実 2 次代を担う若年層への啓発の充実
	⑨ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1 子どもへの教育の充実 2 生涯学習の充実

※本計画は女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」であり、当該推進計画としての必要な取り組みを重点目標の「1 女性の参画拡大」「2 仕事・家庭・地域における男女共同参画」において盛り込みます。

第3章 施策の方針と取組内容

重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大

方針

すべての女性が自らの意思によって生き方を選択し、人生の各段階や、職場、家庭、地域等において、その個性と能力を十分に発揮できるよう、社会全体の意識醸成を図るとともに、あらゆる場面における女性の参画拡大を進めます。

<現状>

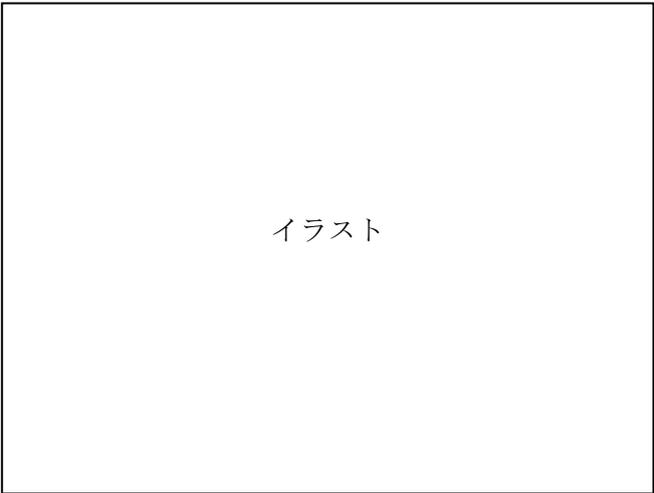
本格的な人口減少社会を迎える中、活力ある社会を維持していくためには、多様な視点や価値観、創意工夫をもたらす女性の活躍がこれまで以上に必要です。平成30(2018)年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行や、令和元(2019)年の「女性活躍推進法」の改正など、あらゆる場面において女性の参画拡大を進める機運が高まっています。

しかし、さまざまな分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、企業や行政など社会的組織において、政策・方針決定の場に参画する女性の数はいまだ少なく、依然として低い水準にとどまっています。これには、社会制度や慣行、固定的な性別役割分担意識、偏見等に起因した社会的状況の格差などの要因がかかわっていると考えられます。

国際社会において、2030年までにジェンダー平等の達成を目指していることを踏まえ、国においても、2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指すとしています。(図15)

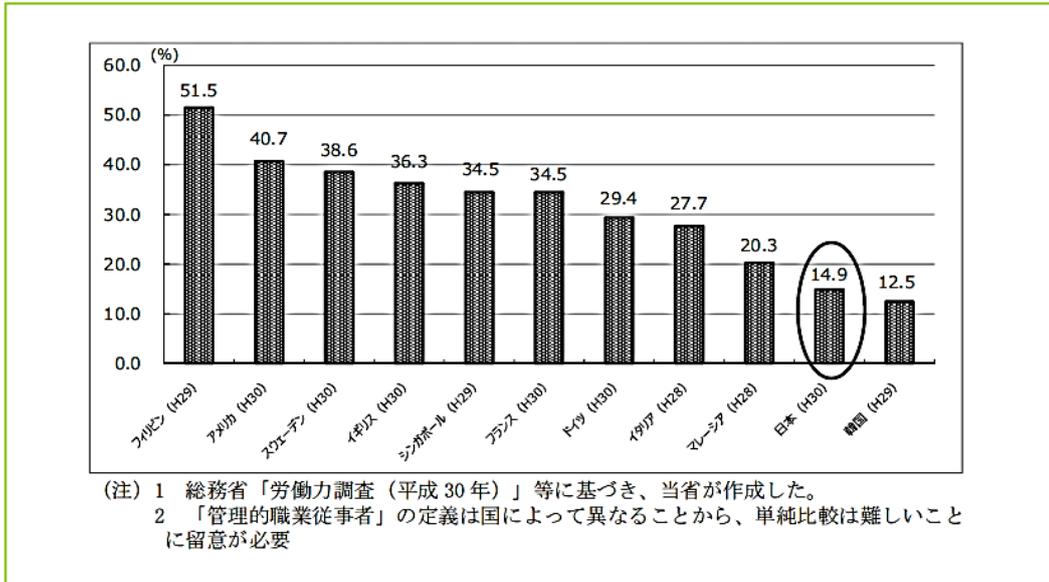
女性の就労状況については、令和元(2019)年の市民意識調査の結果では、30歳代、40歳代、50歳代で「仕事をしている」と回答した人が70%を超えました。女性全体では、「仕事をしている」人が52.7%となり、前回調査(平成26(2014)年実施)よりも8.8ポイント増加して過半数を超えました。(図16)

令和元(2019)年には、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止対策を強化するため、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」が改正されました。ハラスメントのない社会の実現を目指し、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備していくことになりました。(図17)



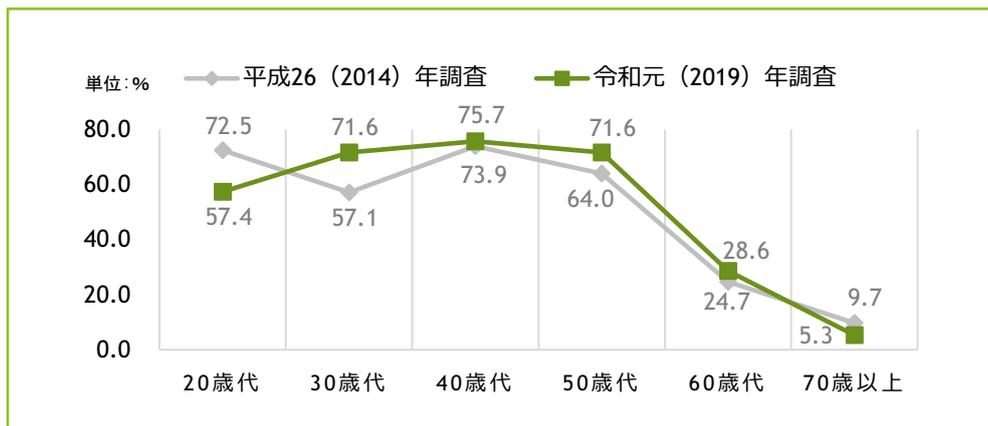
イラスト

図 15 管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



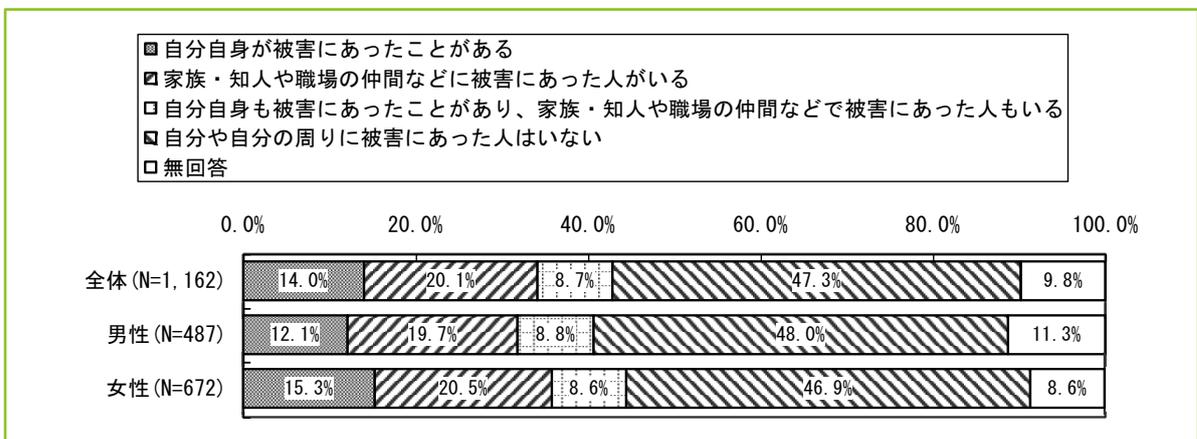
令和元（2019）年 女性活躍の推進に関する政策評価書（総務省）

図 16 女性の就業率



令和元（2019）年実施 男女共同参画に関する市民意識調査

図 17 職場でのハラスメントの状況



令和元（2019）年実施 男女共同参画に関する市民意識調査

推進項目① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

多様性に富んだ活力ある経済社会を構築し、将来にわたって持続させるため、人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、あらゆる分野において女性の参画拡大を進めます。

取組内容		所管
1	審議会、管理職等における女性の登用の推進	男女共同参画センター
2	政治分野における女性の参画拡大	男女共同参画センター
3	女性のネットワークづくりへの支援	男女共同参画センター

関連計画等

女性活躍推進法

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(*10) ポジティブ・アクション (=積極的改善措置) : さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという企業の自主的な取り組みや制度のことをいう。

(*11) ダイバーシティマネジメント : 性別、年齢、国籍、障がいの有無といった個人の属性にかかわらず、多様な人材の能力や発想、価値観を融合することで、企業等における組織の活性化を図り、経営基盤の安定化やマンパワーの強化を図る経営手法のこと。

推進項目② 就労の場における女性の活躍

女性が自己の意思に基づき、幅広い就労の場で活躍できるように支援します。企業が女性の活躍に向けた取り組みを円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な環境の整備等を支援します。

取組内容		所管	
1	女性が活躍できる環境の整備	女性活躍推進の趣旨や意義について周知します。 企業の経営者や管理職の意識改革を進めます。 関係機関と連携して、女性が能力を發揮できる職場環境の整備を進めます。 中小企業や起業家における女性の活躍状況の「見える化」を進めます。	男女共同参画センター 産業振興課
2	女性のエンパワーメント ^(※12) の推進	リーダーとしての能力の獲得や、キャリア形成、スキルアップ等、女性が自ら力をつける機会を提供します。	男女共同参画センター
3	各種ハラスメントの防止対策の推進	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進めます。	男女共同参画センター 産業振興課

関連計画等

女性活躍推進法

労働施策総合推進法

(※12) エンパワーメント：女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女平等な社会の実現に重要であるという考え方のもと、これまでの社会環境から受けた比較や暴力など、自己を否定する影響を取り除き、誰もが潜在的に持っているパワーや個性を再生させること。

重点目標 2 仕事・家庭・地域における男女共同参画の推進

方針

男女がともに責任を分かち合いながら、仕事、家事、育児、介護、地域活動等の場で活躍でき、ともに生活しやすい社会の実現を目指します。

<現状>

高度経済成長期を通じて形成された、男性正社員を前提とした長時間労働がいまだに改善されていません。このことは、男性の家庭生活や地域活動への参画を困難にしており、その結果、女性の家庭生活等への負担が増大し、職場等で女性が十分に活躍できない一因となっていると考えられます。平成 30 (2018) 年に「働き方改革関連法」が成立し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等を推進することになりました。男性の暮らし方や意識の変革が求められるようになり、企業や国・地方公共団体における男性の育児休業等の取得推進のほか、男性の家事・育児等への参画に向けた意識の醸成が進められています。(図 18)

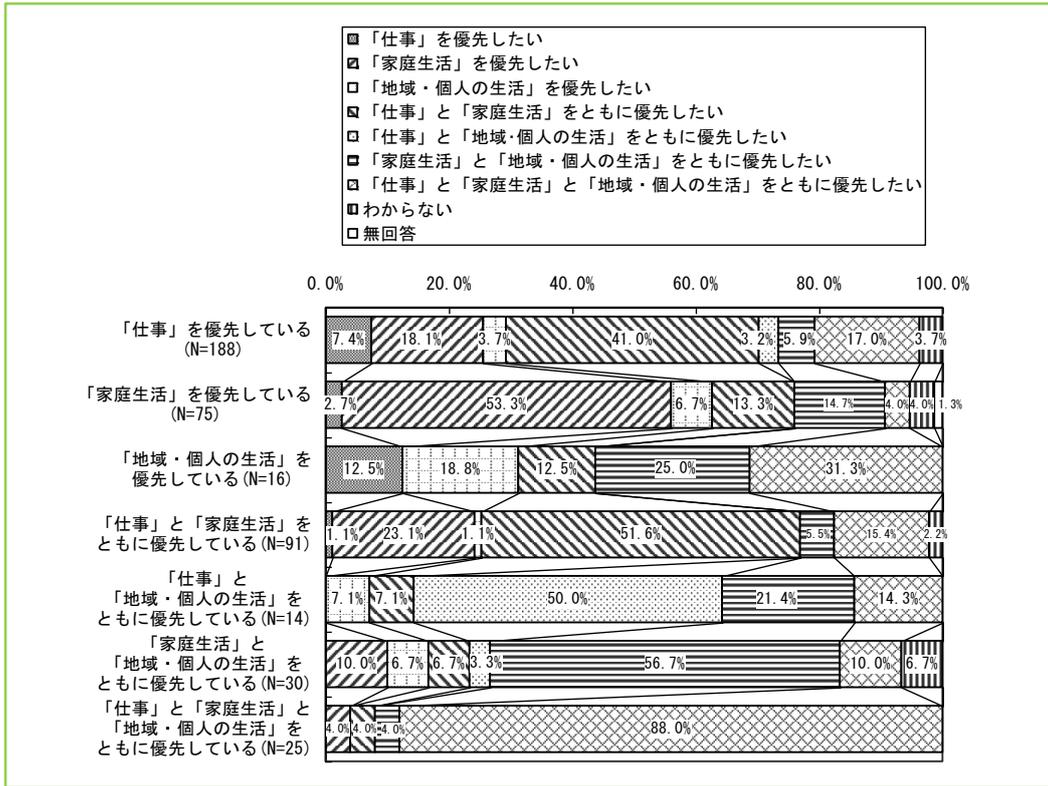
人口減少社会の本格化に伴い、性別に関わらずともに仕事上の責任を果たすとともに、地域社会の一員として、家庭や地域での責任を果たす必要性が高まっています。また今後は一層、高齢化が進むことが見込まれ、年々要介護者は増加しています。介護による離職者は全国で年間約 10 万人に上り、介護は誰もが直面する可能性があります。子育てや介護をしながら、仕事や地域を担う人がさらに増えていくと考えられます。(図 19)

また、年齢、障がいの有無、国籍等を理由に困難な状況に置かれている人々がいます。それに加え、女性であるためにさらに複合的に困難な状況に置かれる場合があります。多様な人々が、仕事や介護、子育て、防災・防犯活動、環境活動等の多様な活動を両立させることにより、地域社会に強いきずなが生まれ、誰もが生涯を通じてさまざまな分野で活躍することが可能となります。特に、近年は地震や集中豪雨などの自然災害が各地で頻発しており、命を守るため、豊かな人間関係の中で互いに支えあう地域づくりが求められています。

一人ひとりのワーク・ライフ・バランスが実現され、男性の家庭参画や、働く場での女性の活躍、老若男女を問わず地域活動への参加が推進されることで、男女共同参画の視点により社会の幅広い問題について解決が図られ、新たな発展が促されることが期待されます。(図 20)

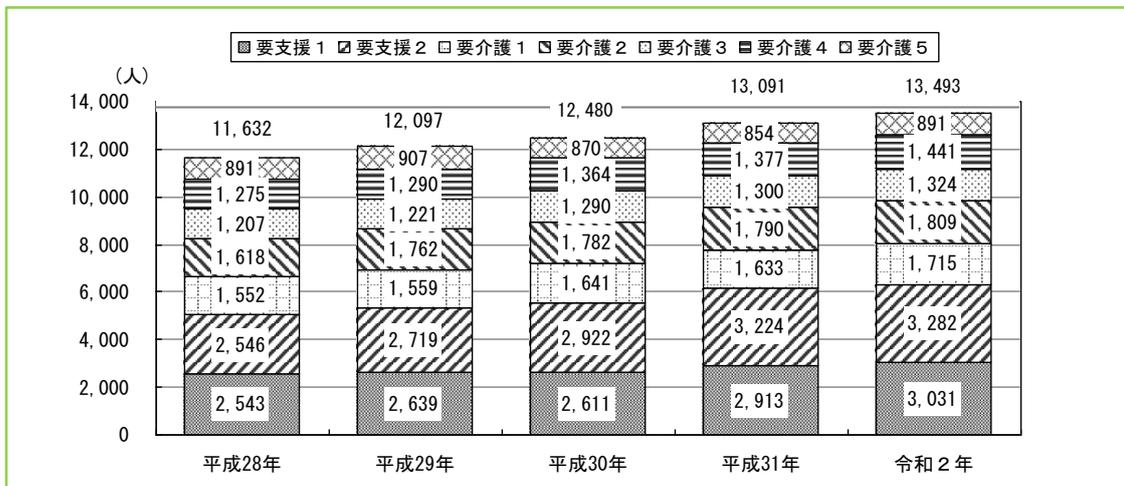
イラスト

図 18 生活の中での優先度（「現実」×「希望」）【男性】



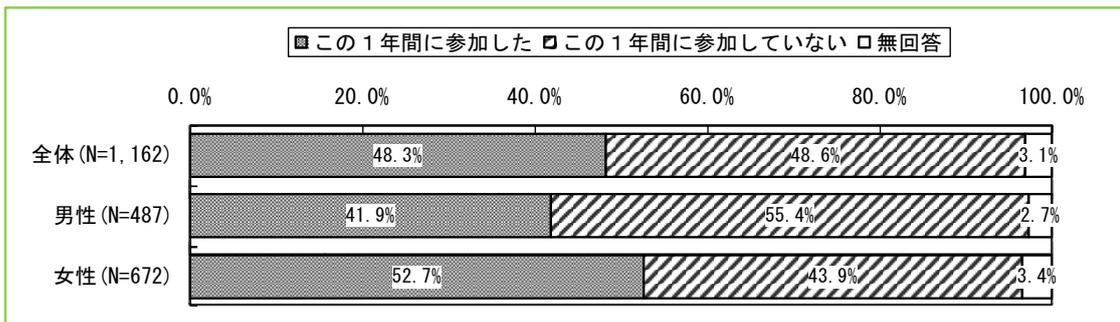
令和元（2019）年度実施 男女共同参画に関する市民意識調査

図 19 要支援・要介護認定者数の推移（各年 4 月 1 日現在）



第 9 期加古川市高齢者福祉計画・第 8 期加古川市介護保険事業計画

図 20 地域活動への参加状況 「町内会・自治会等の活動」



令和元（2019）年度実施 男女共同参画に関する市民意識調査

推進項目③ ワーク・ライフ・バランスの実現

多様な生き方や働き方を選択できるよう、生活全般についての意識の見直しを進めます。企業と連携し、多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備を進めます。

取組内容		所管
1	一人ひとりの働き方の見直しの推進	仕事中心のライフスタイルの見直し等、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発します。 男女共同参画センター 産業振興課
2	仕事と生活を両立できる職場環境の整備	関係機関と連携して意識改革を進め、働き方の改革や制度の充実等、職場環境の整備を進めます。 男女共同参画センター 産業振興課
3	多様な働き方への支援	起業やテレワーク ^(*13) の活用等、多様な働き方に対応する就労支援を行います。 男女共同参画センター 産業振興課

推進項目④ 仕事と家庭を両立できる環境の整備

女性の活躍を推進し、男女が仕事も家庭もともに担うことができるよう、子育て支援や介護施策の拡充も含めた総合的な社会環境の整備を進めます。

取組内容		所管
1	男性の家庭参画の推進	家事、子育て、介護等、家庭への男性の積極的な参画を推進するため、意識啓発や交流の場を提供します。 男女共同参画センター こども政策課 高齢者・地域福祉課
2	子育て環境の充実	「加古川市子ども・子育て支援事業計画」において推進します。 こども政策課
3	介護環境の充実	「加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において推進します。 高齢者・地域福祉課 介護保険課

関連計画等

- 加古川市子ども・子育て支援事業計画
- 加古川市健やか親子 21
- 加古川市地域福祉計画
- 加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(*13) テレワーク：情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用することにより、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

推進項目⑤ 互いに支え合う地域づくり

一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、自発的かつ自律的に活動に参加し、互いに支え合って生きることのできる自助^(*14)・共助^(*15)の地域づくりを進めます。

取組内容		所管	
1	地域活動への参加、参画の推進	地域活動に多数の人の参加・参画が実現するよう、情報提供や働きかけを行います。 市民と市が協働するまちづくりを進めます。 町内会・自治会やP T A、市民団体等、地域活動において活躍できる女性リーダーを育成します。	男女共同参画センター 協働推進課
2	防災活動における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を持った、平時からの地域の防災対策への意識啓発を進めます。 地域の防災活動等において活躍できる女性リーダーを育成します。	男女共同参画センター 危機管理課 消防本部総務課 消防本部予防課
3	高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備	高齢者、障がい者の自立や社会参画を支援します。 地域に暮らす外国人との相互理解、国際理解を深めるための交流の機会を提供します。	国際交流センター 人権文化センター 高齢者・地域福祉課 介護保険課 障がい者支援課

関連計画等

- 加古川市協働のまちづくり基本方針
- 加古川市地域防災計画
- 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画
- 加古川市地域福祉計画
- 加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 加古川市障害福祉計画
- 加古川市障害児福祉計画

(*14) 自助：家庭で日ごろから災害に備えたり、事前に避難したりするなど、自分で身を守ること。

(*15) 共助：災害時に地域の要援護者の避難に協力したり地域の人で消火活動を行ったりするなど、周りの人たちと助け合うこと。

重点目標3 安全・安心な暮らしの実現

方針

生涯を通じた健康支援やあらゆる暴力に対する防止対策を推進し、誰もが安心して生活できる環境を整備します。

<現状>

誰もが互いの違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。特に女性は妊娠・出産や女性特有の疾患を経験することがあり、自分の体に関することを自分自身で決められる「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」^(*16)の視点がなくてはなりません。さらに、女性の社会進出や晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴い、女性の健康維持に関する重要性が高まっています。そして人生100年時代の活躍を見据え、更年期前後が健康への取り組みの開始時期であると言われるようになりました。(図21)

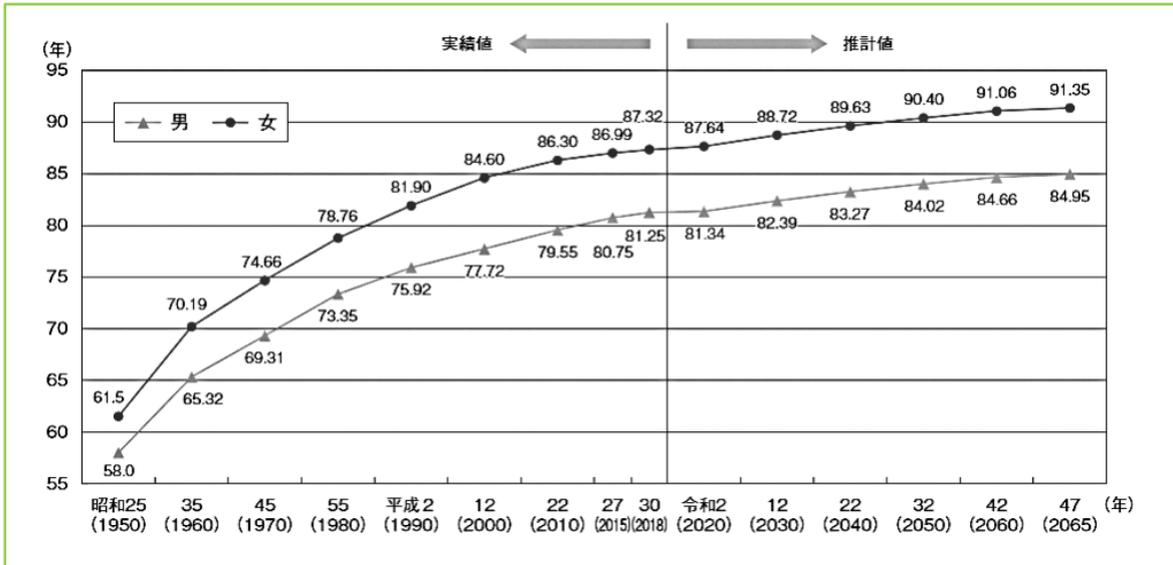
一方、過労死については男性が大部分を占めています。自殺も男性が7割を占めており、40歳代、50歳代のいわゆる「働き盛り」世代の自殺が多いことが特徴で、長時間労働等の働き方の問題が少なからず関わっていることが指摘されています。性別に関わらず、心身の健康を享受していくためには、主体的に行動し、正確な知識や情報を入手することが必要となっています。(図22)

また、配偶者等からの暴力(DV)の被害者は圧倒的に女性が多く、このような女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や女性差別意識の問題が背景として潜んでいる場合があります。配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数、児童虐待の相談件数や高齢者虐待に関する相談・通報件数は、なお増加の傾向にあります。各関係機関の連携強化が進められ、被害者の保護や自立のための支援が広がってきています。

しかし、いまだに女性や身内に対する暴力は個人的な問題として捉えられることが多く、潜在化しやすいという特徴があります。暴力を容認しない社会意識の醸成が急がれます。

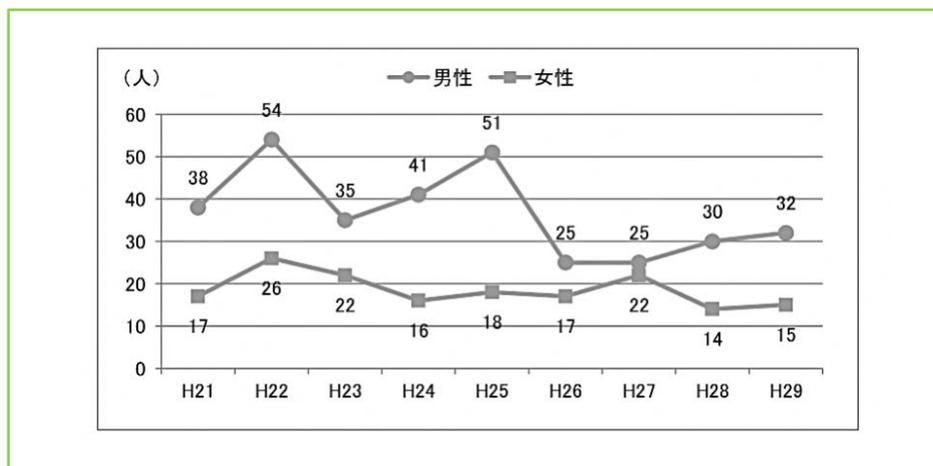
(*16) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：1994年にカイロで開催された「国際人口・開発会議」において提唱された概念で、女性が生涯にわたり子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産・性生活、子どもが健康に生まれ育つことなど、すべての人々にとって基本的人権として位置づけられる。女性の人権の重要な一つとして認識されている。

図 21 平均寿命の推移と将来推計（全国）



令和2年版高齢社会白書（内閣府）

図 22 自殺者数の推移（加古川市）



地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

推進項目⑥ 生涯を通じた健康支援

誰もが生涯を通じて健やかに過ごせるよう、互いの違いを十分に理解し合い、人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進に努められるよう支援します。

取組内容		所管	
1	命の教育、性の尊重の推進	家庭、学校、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報モラル教育 ^(※17) の充実やメディア・リテラシー ^(※18) の向上を図ります。セクシュアル・マイノリティ等、性の多様性について意識啓発を進めます。	男女共同参画センター 人権文化センター 生活安全課 学校教育課 青少年育成課
2	心身の健康づくりへの支援	心と身体の健康維持や、セルフケア ^(※19) への意識啓発を進めます。女性特有の健康課題に対する主体的な検診受診や健康管理を支援します。安心して出産できる環境の整備を進めます。	男女共同参画センター 健康課 家庭支援課 育児保健課

関連計画等

加古川市教育振興基本計画

加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画

加古川市自殺対策計画

ウェルネスプランかこがわ（健康増進計画、食育推進計画）

加古川市健やか親子21

(※17) 情報モラル教育：自らを危険にさらしたり他者を害したりしないようにするための道徳上の規範、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を身につけるための教育。

(※18) メディア・リテラシー：「メディアの情報を主体的に読み解く能力」「メディアにアクセスし活用する能力」「メディアを通じコミュニケーションする能力」の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

(※19) セルフケア：ストレスチェックをする、対処法を学ぶといった、自分自身で行うメンタルヘルス対策のこと。

推進項目⑦ あらゆる暴力に対する防止対策

配偶者等からの暴力（DV）、児童・高齢者・障がい者虐待等、あらゆる暴力の根絶に向け、暴力の防止や被害者の保護等を推進し、誰もが安心して生活できる環境を整備します。

取組内容		所管
1	女性、子ども、高齢者、障がい者等への暴力・虐待防止対策の推進	男女共同参画センター 人権文化センター 高齢者・地域福祉課 障がい者支援課 家庭支援課 育児保健課
2	配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進	家庭支援課

関連計画等

- 加古川市地域福祉計画
- 加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 加古川市障がい者虐待防止対策事業
- 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画
- 加古川市子ども・子育て支援事業計画
- 加古川市健やか親子21
- 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画
- 加古川市障害福祉計画
- 加古川市障害児福祉計画

重点目標4 男女共同参画の実現に向けた基盤の整備

方針

男女の人権が尊重され、性別による差別的な取り扱いを受けることなく、それぞれの意思や価値観に基づき、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

<現状>

平成 11 (1999) 年に施行された「男女共同参画社会基本法」により、男女共同参画、男女平等の概念が法律により示され、その考え方は大きく前進しました。令和元 (2019) 年の市民意識調査では、固定的な性別役割分担意識のひとつである「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えは、反対意見が 50.9%を占めて過半数を超え、前回調査 (平成 26 (2014) 年実施) よりも 14.4 ポイント増加し、意識が変化してきていることがわかりました。しかし、「子どもは3歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい」「家庭を養うのは男性の役割だ」といったような性別役割分担意識や、男性を優位とする慣習・社会通念は、どの年代でも依然として根強く残っていることもわかっています。

世界的には、平成 27 (2015) 年に開催された国連持続可能な開発サミットの中で、令和 12 (2030) 年までの行動計画に掲げられた SDGs (持続可能な開発目標) の中に、「ジェンダー平等」が挙げられました。令和 2 (2020) 年からは、SDGs 達成のための「行動の 10 年」がスタートし、日本でも取り組みが進められています。(図 23)

しかし、世界経済フォーラムが令和元 (2019) 年に発表した、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数 2020 年版」によると、日本の総合順位は 153 か国中 121 位で、低い順位となっています。分野別順位では、経済 115 位、政治 144 位、教育 91 位、健康 40 位でした。(図 24)

現在、学校教育や社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が進められています。学校教育段階から、男女共同参画意識の形成を図るためのライフプランニング教育^(*)20)やキャリア教育^(*)21)をさらに充実させることで、性別にとらわれず多様な選択を可能にする「男女共同参画社会」の実現が期待されています。

(*)20) ライフプランニング教育：高校生・大学生の若者が各人の能力や適性、学びや職業、ライフイベント (結婚、出産、育児等) を総合的に考え、主体的に将来を選択する能力・態度を身につける教育。

(*)21) キャリア教育：児童生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育。

図 23 SDGs（持続可能な開発目標）のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」





5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

ターゲット

- 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

国際連合ホームページ

図 24 男女共同参画に関する国際的な指数

HDI	GDI	GII	GGI																																																																																																																																				
(人間開発指数)	(ジェンダー開発指数)	(ジェンダー不平等指数)	(ジェンダー・ギャップ指数)																																																																																																																																				
19位/189か国	51位/166か国	23位/162か国	121位/153か国																																																																																																																																				
2018年	2018年	2018年	2019年																																																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>順位</th><th>国名</th><th>HDI値</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ノルウェー</td><td>0.954</td></tr> <tr><td>2</td><td>スイス</td><td>0.946</td></tr> <tr><td>3</td><td>アイルランド</td><td>0.942</td></tr> <tr><td>4</td><td>ドイツ</td><td>0.939</td></tr> <tr><td>4</td><td>香港</td><td>0.939</td></tr> <tr><td>6</td><td>オーストラリア</td><td>0.938</td></tr> <tr><td>6</td><td>アイスランド</td><td>0.938</td></tr> <tr><td>8</td><td>スウェーデン</td><td>0.937</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr style="background-color: #f2f2f2;"><td>19</td><td>日本</td><td>0.915</td></tr> </tbody> </table>	順位	国名	HDI値	1	ノルウェー	0.954	2	スイス	0.946	3	アイルランド	0.942	4	ドイツ	0.939	4	香港	0.939	6	オーストラリア	0.938	6	アイスランド	0.938	8	スウェーデン	0.937	-	-	-	19	日本	0.915	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>順位</th><th>国名</th><th>GDI値</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>カザフスタン</td><td>0.999</td></tr> <tr><td>1</td><td>クウェート</td><td>0.999</td></tr> <tr><td>3</td><td>トリニダード・トバゴ</td><td>1.002</td></tr> <tr><td>4</td><td>ドミニカ共和国</td><td>1.003</td></tr> <tr><td>4</td><td>ベトナム</td><td>1.003</td></tr> <tr><td>4</td><td>ブルンジ</td><td>1.003</td></tr> <tr><td>4</td><td>スロベニア</td><td>1.003</td></tr> <tr><td>8</td><td>フィリピン</td><td>1.004</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr style="background-color: #f2f2f2;"><td>51</td><td>日本</td><td>0.976</td></tr> </tbody> </table>	順位	国名	GDI値	1	カザフスタン	0.999	1	クウェート	0.999	3	トリニダード・トバゴ	1.002	4	ドミニカ共和国	1.003	4	ベトナム	1.003	4	ブルンジ	1.003	4	スロベニア	1.003	8	フィリピン	1.004	-	-	-	51	日本	0.976	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>順位</th><th>国名</th><th>GII値</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>スイス</td><td>0.037</td></tr> <tr><td>2</td><td>スウェーデン</td><td>0.040</td></tr> <tr><td>2</td><td>デンマーク</td><td>0.040</td></tr> <tr><td>4</td><td>オランダ</td><td>0.041</td></tr> <tr><td>5</td><td>ノルウェー</td><td>0.044</td></tr> <tr><td>6</td><td>ベルギー</td><td>0.045</td></tr> <tr><td>7</td><td>フィンランド</td><td>0.050</td></tr> <tr><td>8</td><td>フランス</td><td>0.051</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr style="background-color: #f2f2f2;"><td>23</td><td>日本</td><td>0.099</td></tr> </tbody> </table>	順位	国名	GII値	1	スイス	0.037	2	スウェーデン	0.040	2	デンマーク	0.040	4	オランダ	0.041	5	ノルウェー	0.044	6	ベルギー	0.045	7	フィンランド	0.050	8	フランス	0.051	-	-	-	23	日本	0.099	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>順位</th><th>国名</th><th>GGI値</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>アイスランド</td><td>0.877</td></tr> <tr><td>2</td><td>ノルウェー</td><td>0.842</td></tr> <tr><td>3</td><td>フィンランド</td><td>0.832</td></tr> <tr><td>4</td><td>スウェーデン</td><td>0.820</td></tr> <tr><td>5</td><td>ニカラグア</td><td>0.804</td></tr> <tr><td>6</td><td>ニュージーランド</td><td>0.799</td></tr> <tr><td>7</td><td>アイルランド</td><td>0.798</td></tr> <tr><td>8</td><td>スペイン</td><td>0.795</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr style="background-color: #f2f2f2;"><td>121</td><td>日本</td><td>0.652</td></tr> </tbody> </table>	順位	国名	GGI値	1	アイスランド	0.877	2	ノルウェー	0.842	3	フィンランド	0.832	4	スウェーデン	0.820	5	ニカラグア	0.804	6	ニュージーランド	0.799	7	アイルランド	0.798	8	スペイン	0.795	-	-	-	121	日本	0.652
順位	国名	HDI値																																																																																																																																					
1	ノルウェー	0.954																																																																																																																																					
2	スイス	0.946																																																																																																																																					
3	アイルランド	0.942																																																																																																																																					
4	ドイツ	0.939																																																																																																																																					
4	香港	0.939																																																																																																																																					
6	オーストラリア	0.938																																																																																																																																					
6	アイスランド	0.938																																																																																																																																					
8	スウェーデン	0.937																																																																																																																																					
-	-	-																																																																																																																																					
19	日本	0.915																																																																																																																																					
順位	国名	GDI値																																																																																																																																					
1	カザフスタン	0.999																																																																																																																																					
1	クウェート	0.999																																																																																																																																					
3	トリニダード・トバゴ	1.002																																																																																																																																					
4	ドミニカ共和国	1.003																																																																																																																																					
4	ベトナム	1.003																																																																																																																																					
4	ブルンジ	1.003																																																																																																																																					
4	スロベニア	1.003																																																																																																																																					
8	フィリピン	1.004																																																																																																																																					
-	-	-																																																																																																																																					
51	日本	0.976																																																																																																																																					
順位	国名	GII値																																																																																																																																					
1	スイス	0.037																																																																																																																																					
2	スウェーデン	0.040																																																																																																																																					
2	デンマーク	0.040																																																																																																																																					
4	オランダ	0.041																																																																																																																																					
5	ノルウェー	0.044																																																																																																																																					
6	ベルギー	0.045																																																																																																																																					
7	フィンランド	0.050																																																																																																																																					
8	フランス	0.051																																																																																																																																					
-	-	-																																																																																																																																					
23	日本	0.099																																																																																																																																					
順位	国名	GGI値																																																																																																																																					
1	アイスランド	0.877																																																																																																																																					
2	ノルウェー	0.842																																																																																																																																					
3	フィンランド	0.832																																																																																																																																					
4	スウェーデン	0.820																																																																																																																																					
5	ニカラグア	0.804																																																																																																																																					
6	ニュージーランド	0.799																																																																																																																																					
7	アイルランド	0.798																																																																																																																																					
8	スペイン	0.795																																																																																																																																					
-	-	-																																																																																																																																					
121	日本	0.652																																																																																																																																					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「長寿で健康場生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの。(平均寿命、1人あたりGDP、就学率等)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数（HDI）の比率で示される。各国のGDIランキングは、HDIにおける男女平等からの絶対偏差に基づいており、男性優位の不平等も女性優位の不平等も同じ扱いでランキングに反映される。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。 (妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）等)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けて総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等。</p> </div>																																																																																																																																				

内閣府ホームページ

推進項目⑧ 意識改革を進める啓発活動の展開

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識に持つ偏見をなくし、自らの意思で生き方を選択できる多様性に富んだ男女共同参画社会の実現に向けて、誰もが協力し合って取り組めるよう意識改革を進めます。

取組内容		所管
1	広報、啓発の充実	男女共同参画センター 人権文化センター
2	次代を担う若年層への啓発の充実	男女共同参画センター 教育総務課 学校教育課

推進項目⑨ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

誰もが自立し充実した生活を送り、将来を見通して自己形成ができるよう、人権の尊重や男女平等を含めた男女共同参画の教育・学習を実施します。

取組内容		所管
1	子どもへの教育の充実	男女共同参画センター 人権文化センター 幼児保育課 教育総務課 学校教育課
2	生涯学習の充実	男女共同参画センター 人権文化センター 社会教育・スポーツ振興課

関連計画等

加古川市健やか親子21計画

加古川市教育振興基本計画

加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画

計画の推進

方針

本計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を総合的かつ効果的に推進するため、推進体制を強化し、適切に進行管理を行います。さまざまな機関等との連携を強化することにより、協働の取り組みを進めます。

(1) 庁内推進体制の充実

全庁的に男女共同参画の視点を浸透させ、男女共同参画センターを中心とした庁内関係部局の連携を強化します。成果指標を設け、「加古川市男女共同参画推進本部」において進行管理を行います。

また、計画の進行状況については広く市民に公表します。

(2) 市民・地域活動団体・企業等との連携

市は、市民や地域活動団体、企業等と連携して、男女共同参画社会の実現を目指します。課題解決に向けて情報を共有し、協働により施策を進めます。

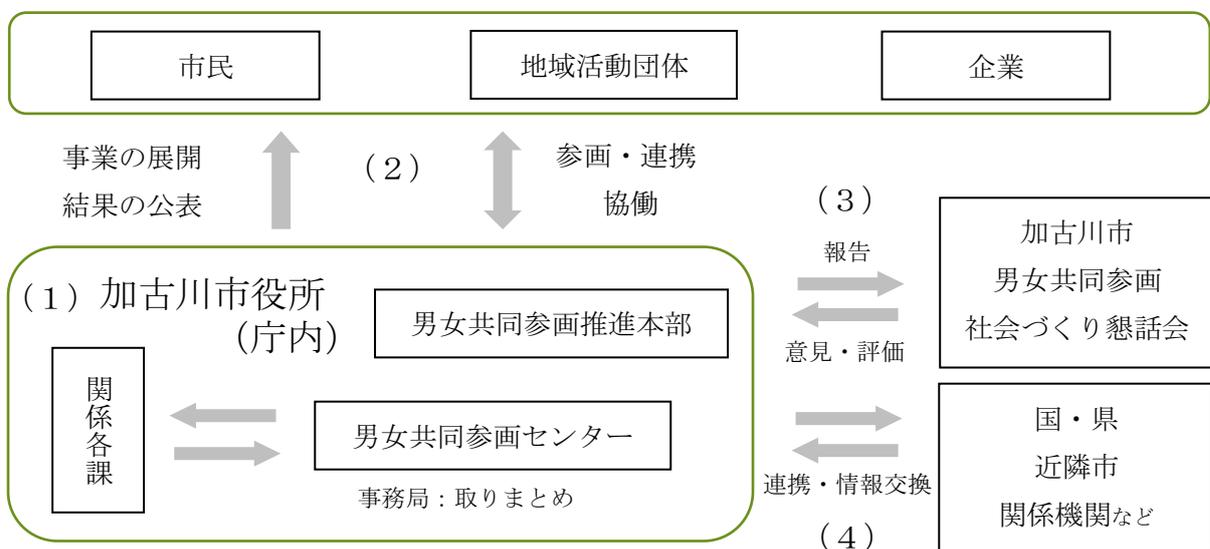
(3) 「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」における提言

市民や有識者等により構成する懇話会を設置し、施策推進のための提言や意見を求め、新しい施策の立案に反映させます。

(4) 国・県等関係機関との連携

国・県、関係機関、近隣自治体との連携を強化し、より充実した男女共同参画施策を進めます。

推進体制概念図



成果指標と目標値

成果指標		現状 (令和2年 4月1日)	目標値 (令和8年度)	担当
重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大	市議会における女性議員の割合	19.4%	30%	男女共同参画センター
	市の審議会等における女性委員の割合	32.9%	40%	男女共同参画センター
	女性の就業率	42.5% (平成27年 国勢調査)	50%	男女共同参画センター
	「ひょうご女性の活躍企業表彰」受賞企業数	0社	3社 (令和3年～ 8年度累計)	男女共同参画センター
重点目標2 仕事・家庭・地域における男女共同参画の推進	ワーク・ライフ・バランスの認知度 「知っている」と回答する市民の割合	29.8% (令和元年各種 市民意識調査)	40%	男女共同参画センター
	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」認定数	7社 (令和元年度 までの累計)	13社 (令和8年度 までの累計)	男女共同参画センター
	子育てと仕事が両立できる環境に満足している市民の割合(調整中)	43.7% (令和元年各種 市民意識調査)	(調整中)	政策企画課
	仕事と介護の両立の見込み 「問題なく続けていける・問題はあるが何とか続けていける」と回答する市民の割合	78.1% (令和元年各種 市民意識調査)	向上	介護保険課
	地域活動における男女の地位の平等感 「男女平等」と回答する市民の割合	33.6% (令和元年各種 市民意識調査)	40%	男女共同参画センター
	「ひょうご防災リーダー講座」修了者のうち女性修了者数・割合	6人 54.5% (令和元年度実績)	30人 50% (令和3年～ 8年度累計)	危機管理課
	重点目標3 安全・安心な暮らしの実現	「セクシュアル・マイノリティ」の言葉の認知度 「知っている」と回答する市民の割合	50.3% (令和元年各種 市民意識調査)	60%
住民健診の充実や健康づくりの推進に関して満足している市民の割合(調整中)		66.2% (令和元年各種 市民意識調査)	(調整中)	政策企画課
配偶者等からの暴力(DV)被害を受けた人のうち相談した人の割合		30.7% (令和元年各種 市民意識調査)	40%	家庭支援課
重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	社会全体における男女の地位の平等感 「男女平等」と回答する市民の割合	12.9% (令和元年各種 市民意識調査)	25%	男女共同参画センター
	男女共同参画の啓発に関して満足している市民の割合(調整中)	57.4% (令和元年各種 市民意識調査)	(調整中)	政策企画課
	男女共同参画センターのフェイスブックページのフォロワー者数	392人	450人	男女共同参画センター

参 考 资 料

1 第4次男女共同参画行動計画の成果指標と達成状況

成果指標	計画策定時	平成 29 年 4 月 1 日現在	平成 30 年 4 月 1 日現在	令和元年 4 月 1 日現在	令和 2 年 4 月 1 日現在	目標値 (令和 2 年度 終了時)
社会全体における男女の地位の平等感 「男女平等」と回答する市民の割合	13.4% 平成 26 年 市民意識調査	15.0% 平成 28 年度 受講者アンケート	13.6% 平成 29 年度 受講者アンケート	17.8% 平成 30 年度 受講者アンケート	12.9% 令和元年 市民意識調査	30%
男女共同参画の啓発に関して満足している市民の割合	48.8% 平成 26 年総合基本 計画市民意識調査	58.7% 平成 28 年総合基本 計画市民意識調査	58.9% 平成 29 年総合基本 計画市民意識調査	56.4% 平成 30 年総合基本 計画市民意識調査	57.4% 令和元年総合基本 計画市民意識調査	52%
男女共同参画啓発セミナーにおける男性参加者の割合	25.2% 平成 26 年度	12.2% 平成 28 年度	22.4% 平成 29 年度	24.0% 平成 30 年度	19.9% 令和元年度	30%
小中学校におけるインターネットトラブル防止講座の実施件数	30 件 平成 26 年度	23 件 平成 28 年度	23 件 平成 29 年度	39 件 平成 30 年度	37 件 令和元年度	40 件
乳がん及び子宮がん検診の受診率	乳がん 18.7% 子宮がん 15.9% (平成 26 年度)	乳がん 13.7% 子宮がん 7.5% (平成 28 年度) (受診率算出方法変更)	乳がん 12.5% 子宮がん 6.9% (平成 29 年度)	乳がん 11.5% 子宮がん 6.9% (平成 30 年度)	乳がん 12.0% 子宮がん 7.9% (令和元年度)	いずれも 25%以上
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	35.7% 平成 26 年 市民意識調査	—	—	—	30.7% 令和元年 市民意識調査	50%
すべての審議会等における女性委員の割合	33.3%	30.2%	31.8%	30.8%	32.9%	40%
男女共同参画センターが主催する各種講座における参加者満足度	92.3% 平成 26 年度 受講者アンケート	95.2% 平成 28 年度 受講者アンケート	97.6% 平成 29 年度 受講者アンケート	92.7% 平成 30 年度 受講者アンケート	97.3% 令和元年度 受講者アンケート	95%
防災訓練参加者数	5,265 人 (平成 26 年度)	6,251 人 (平成 28 年度)	4,489 人 (平成 29 年度)	4,855 人 (平成 30 年度)	5,555 人 (令和元年度)	5,700 人
ワーク・ライフ・バランスの認知度「知っている」市民の割合	28.9% 平成 26 年 市民意識調査	25.5% 平成 28 年度 受講者アンケート	36.7% 平成 29 年度 受講者アンケート	32.3% 平成 30 年度 受講者アンケート	36.2% 令和元年 市民意識調査	60%
合同就職面接会参加者数	1,743 人 平成 22~26 年度累計	448 人 平成 28 年度実績	858 人 平成 28・29 年度累計	1,027 人 平成 28~30 年度累計	1,195 人 平成 28~令和元年度 累計	2,000 人 平成 28~令和 2 年度 累計
子育てと仕事が両立できる環境に満足している市民の割合	29.2% 平成 26 年総合基本 計画市民意識調査	38.1% 平成 28 年総合基本 計画市民意識調査	42.7% 平成 29 年総合基本 計画市民意識調査	41.6% 平成 30 年総合基本 計画市民意識調査	43.7% 令和元年総合基本 計画市民意識調査	39%
保育所の待機児童数	252 人	77 人	17 人	46 人	61 人	0 人
児童クラブの待機児童数	44 人	66 人	28 人	0 人	2 人	0 人
認知症サポーター養成講座受講者数	15,858 人 (累計)	20,963 人 (累計)	23,647 人 (累計)	26,490 人 (累計)	28,551 人 (累計)	28,000 人 (累計)
男女共同参画センターの認知度	34.1% 平成 26 年 市民意識調査	—	64.4% 平成 29 年度 受講者アンケート	41.1% 平成 30 年度 受講者アンケート	31.2% 令和元年 市民意識調査	80%
市役所におけるすべての職員のうち						
管理職に占める女性職員の割合	12.6%	12.7%	14.5%	15.2%	15.6%	15%
監督職に占める女性職員の割合	21.8%	24.9%	25.9%	27.1%	27.1%	25%
市役所における男性職員育児休業取得率	0.0% (平成 26 年度)	2.1% (平成 28 年度)	0.0% (平成 29 年度)	5.1% (平成 30 年度)	0.0% (令和元年度)	10%

2 第5次男女共同参画行動計画策定の経過

年 月 日	主 な 経 緯
令和元年10月 8 日	第 1 回男女共同参画行動計画策定検討委員会
令和元年11月22日 ～12月13日	男女共同参画社会に関する市民意識調査実施
令和 2 年 5 月	第 2 回男女共同参画行動計画策定検討委員会（書面）
7 月	第 1 回男女共同参画社会づくり懇話会（書面）
8 月	第 3 回男女共同参画行動計画策定検討委員会（書面）
8 月	第 1 回男女共同参画推進本部幹事会（書面）
9 月	第 2 回男女共同参画社会づくり懇話会（書面）
10月 7 日	第 1 回男女共同参画推進本部会議
11月 日 ～12月 日	パブリックコメント募集
12月 日	第 4 回男女共同参画行動計画策定検討委員会
令和 3 年 1 月 日	第 3 回男女共同参画社会づくり懇話会
2 月 日	第 2 回男女共同参画推進本部会議

3 加古川市男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市男女共同参画社会づくり懇話会（以下「懇話会」という）の設置及び運営に関し必要な事項を定め、もって男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次の事務を所掌することとする。

- (1) 加古川市男女共同参画行動計画に掲げた施策の推進について意見を述べる。
- (2) その他男女共同参画施策を推進するため必要な事項について意見を述べる。

(組織)

第3条 懇話会は、市長が委嘱した委員12名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 懇話会は、会長が会議を進行する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 懇話会が必要と認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、協働推進部男女共同参画センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が決定する。

懇話会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
会 長	柚 山 貴 要 江	兵庫大学 生涯福祉学部こども福祉学科 教授
副 会 長	小 川 真 知 子	特定非営利活動法人 SEAN 理事長
委 員	井 上 万 里 子	加古川市連合婦人会
〃	大 浦 綾 子	弁護士
〃	河 野 弘 行	一般社団法人 加古川労働者福祉協議会 理事長
〃	久 保 田 米 雄	加古川商工会議所 総務管理室総務管理 課長
〃	瀬 嶋 宏 枝	市民委員
〃	富 岡 朝 子	兵庫県立男女共同参画センター 女性活躍推進専門員
〃	野 村 眞 一	加古川市立氷丘南小学校長
〃	福 島 由 美 子	特定非営利活動法人 フェミニストカウ ンセリング神戸 理事
〃	藤 原 ひ と み	市民委員

※任期／令和元年7月1日～令和3年6月30日

4 加古川市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、加古川市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 加古川市男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）に掲げる施策の推進及び進行管理に関する事。
- (2) 行動計画の推進における関係部局間の総合調整に関する事。
- (3) その他、男女共同参画施策推進に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長、副本部長は、川西副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代行する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会をおく。

- 2 幹事会に幹事長を置き、協働推進部次長をもって充てる。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。ただし、幹事長が認めるときは、これらの職以外の職にある職員を幹事とすることができる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、これを主宰する。
- 5 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長の指名するものがその職務を代行する。
- 6 幹事長は、幹事会で検討した事項を必要に応じて、本部長に報告するものとする。
- 7 幹事長は必要に応じて、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第6条 本部会議の庶務は、協働推進部男女共同参画センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に必要な事項は、本部長が定める。

別表 1 (第3条関係)

秘書室長、企画部長、総務部長、税務部長、市民部長、協働推進部長、産業経済部長、環境部長、福祉部長、こども部長、建設部長、都市計画部長、会計管理者、上下水道局長、消防長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、教育総務部長、教育指導部長

別表 2 (第5条関係)

所 属	役 職	備 考
協働推進部	協働推進部次長	幹事長
企画部	政策企画課長	
総務部	人事課長	
総務部	危機管理課長	
市民部	人権文化センター所長	
協働推進部	協働推進課長	
協働推進部	生活安全課長	
協働推進部	ウェルネス推進課長	
協働推進部	男女共同参画センター所長	
産業経済部	産業振興課長	
福祉部	健康課長	
こども部	こども政策課長	
こども部	家庭支援課長	
教育指導部	社会教育・スポーツ振興課長	
教育指導部	学校教育課長	

5 加古川市男女共同参画行動計画策定検討委員会設置要綱

令和元年9月27日
協働推進部長決定

(設置目的)

第1条 加古川市における男女共同参画社会実現に向けて、男女共同参画施策の総合的・計画的推進を図るための計画（以下「男女共同参画行動計画」という。）を策定するにあたり、その基本となる事項及び主要な課題等について検討するため、加古川市男女共同参画行動計画策定検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画行動計画素案の策定に関する事。
- (2) 男女共同参画行動計画素案を策定するために必要な資料の収集及び調査に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる課の副課長をもって構成する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長、副委員長は、委員の互選により定める。

(会議)

第4条 委員長は、委員を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務担当課)

第5条 委員会の庶務は、男女共同参画センターにおいて処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(加古川市男女共同参画行動計画策定検討委員会設置要綱の廃止)

- 2 加古川市男女共同参画行動計画策定検討委員会設置要綱(平成27年5月19日企画部長決定)は、廃止する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(前文)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女

が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以

下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他の男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議
(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。
(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策

が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として

定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公

布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

（平成27年9月4日法律第64号）

改正 平成29年3月31日法律第14号
令和元年6月5日同第24号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計

- 画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)
- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)
- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
(平二九法一四・一部改正)
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)
- 第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるも

のとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとし

て内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭五十二年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成 30 年 5 月 23 日法律第 28 号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

9 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

男女の平等や女性に対する差別の撤廃に関する基本的かつ包括的な条約であり、条約の締約国は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとること等が規定されています。本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。

日本が1985年に本条約に批准した際には、男女雇用機会均等法の制定等の措置が取られました。また、条約に基づき、定期的に国連に国内における条約実施状況報告を提出することとされており、これらの報告に関する女子差別撤廃委員会による審査を踏まえて、国内で政策・方針決定過程への女性の参画や女性に対する暴力の根絶に関する施策をはじめとする様々な措置が取られてきました。このように、女子差別撤廃条約は、我が国の男女共同参画の推進に大きな役割を果たしてきました。

10 男女共同参画のあゆみ（年表）

年	世界	国	県	加古川市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年	<ul style="list-style-type: none"> * 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択 * 「婦人問題企画推進本部」設置 * 総理府婦人問題担当室業務開始 * 特定職種育児休業法の成立（女子教育職員、看護婦、保母等）（昭和51年施行） * 国際婦人年記念日婦人問題会議の開催 		
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> * ILO（国際労働機関）事務局に婦人労働問題担当室設置 * 民法の改正（離婚の氏の選択制度） 		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> * 国内行動計画」策定 * 国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> * 婦人問題懇話会設置 * 婦人対策室設置 * 婦人生活大学の充実（専門講座等開設・増設） * 婦人施策企画推進会議設置 * 婦人施策推進連絡会議設置 * 婦人（現在は女性）問題相談員設置 	
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> * 兵庫県婦人行動計画綱領制定 	
1979年 (昭和54年)	国連婦人の十年	<ul style="list-style-type: none"> * 国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択 	<ul style="list-style-type: none"> * 婦人家庭室に名称変更 	
1980年 (昭和55年)		<ul style="list-style-type: none"> * 「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）女子差別撤廃条約の署名式（75カ国） * 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> * 女子差別撤廃条約署名 * 民法の改正（配偶者の法定相続分引き上げ、昭和56年施行） 	
1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> * ILO総会「男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約（第156号）」採択 	<ul style="list-style-type: none"> * 「国内行動計画後期重点目標」策定 * ひょうごの婦人（白書）発行 * 婦人問題研究会設置 * 婦人室に名称変更 	

年	世界	国	県	加古川市	
1983年 (昭和58年)	国連婦人の十年		* 「幸せをつくる一婦人のための25章一」発行		
1984年 (昭和59年)		* 国籍法及び戸籍法改正(子の国籍:父系主義⇒父母両系主義、昭和60年施行)	* 婦人・生活課設置		
1985年 (昭和60年)		* 「国連婦人の10年」最終年世界会議〔ナイロビ〕「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	* 女子差別撤廃条約批准 * 男女雇用機会均等法の成立〔昭和61年施行〕 * 国民年金法の改正(女性の年金権確立、昭和61年施行)生活保護基準額の男女差解消	* 「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定 * 国連婦人の10年世界会議派遣事業の実施	
1986年 (昭和61年)			* 婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡充 * 婦人問題企画推進有識者会議開催	* 婦人生活大学1年制から2年制へ移行	
1987年 (昭和62年)			* 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989年 (平成元年)			* 学習指導要領改訂(高等学校家庭科の男女共修等)		
1990年 (平成2年)		* 国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 * ILO〔夜業に関する条約(第171号)〕採択		* 「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定 * 女性施策推進委員会設置	
1991年 (平成3年)			* 「西暦2000年に向けての芯国内行動計画(第1次改定)」策定 * 「育児休業法」成立(男性も対象、平成4年施行)	* 女性・生活課に名称変更し、女性政策室を設置 * 婦人生活大学を生活創造大学に名称変更し内容を充実	
1992年 (平成4年)				* 県立女性センター開設	
1993年 (平成5年)		* 国連世界人権会議(ウィーン) * 国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	* パートタイム労働法成立・施行 * 中学校で家庭科が男女必修共修になる	* 「審議会等の委員への女性登用推進要綱」制定 * 女性施策推進連絡会議登用推進部会設置	

年	世界	国	県	加古川市
1994年 (平成6年)	* 国際人口開発会議(カイロ)「カイロ宣言及び行動計画」採択	* 男女共同参画室設置 * 男女共同参画審議会設置(政令) * 男女共同参画推進本部設置 * 高校で家庭科が男女必修共修になる * 子育て支援のための「エンゼルプラン」策定		* 加古川市職員自主研究会「イーブン・あい」発足(～平成7年)
1995年 (平成7年)	* 第4回世界女性会議(北京)「北京宣言」及び「行動綱領」採択	* 「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) * ILO「第156号条約」批准		* 職員の女性問題に対する意識調査実施
1996年 (平成8年)		* 男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 * 「男女共同参画2000年プラン」策定 * 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足	* 「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定 * 女性政策室を男女共生推進室に改組	* 「加古川市女性行政行動計画検討会」を設置 * 男女共生社会に関するアンケート調査実施
1997年 (平成9年)		* 男女共同参画審議会設置(法律) * 「男女雇用機会均等法」改正(母性健康管理措置の義務規定化等、平成11年施行) * 介護保険法成立(平成12年施行)		* 「加古川市女性施策懇話会」を設置
1998年 (平成10年)		* 男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法一男女共同参画社会を形成するための基本的条件づくり」答申		* 企画部企画調整室に女性政策担当を置く
1999年 (平成11年)		* 「男女共同参画社会基本法」成立 * 「食料・農業・農村基本法」成立(女性の参画促進を規定) * 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	* 「男女共同参画社会の形成についての意識と実態に関する調査」実施	* 「加古川市男女共同参画行動計画」を策定 * 「審議会等における男女共同参画を推進する指針」を策定
2000年 (平成12年)	* 国連特別総会(ニューヨーク)「女性2000年会議」 「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択	* 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 * 男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」答申 * 「男女共同参画基本計画」策定 * 「ストーカー規制法」成立	* 男女共生推進室を男女共同参画推進室に名称変更	* 「加古川市男女共生社会づくり懇話会」設置

年	世界	国	県	加古川市
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> * 内閣府に男女共同参画局設置 * 男女共同参画会議設置 * 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」成立 * 第1回男女共同参画週間 * 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> * 「兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女共同参画プラン21-」策定 	<ul style="list-style-type: none"> * 女性政策担当から男女共同参画推進担当に名称変更 * 審議会等の女性委員の登用率25%を達成
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> * アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置 	<ul style="list-style-type: none"> * 「男女共同参画社会づくり条例」制定 * 男女共同参画推進室を課長（男女共同参画・ボランティア担当）に改組 * 県立女性センターから県立男女共同参画センターに改称 	<ul style="list-style-type: none"> * 加古川市男女共同参画センターを開設 * 企画部企画調整室から市民部人権施策推進課へ改組
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> * 「少子化社会対策基本法」成立 * 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 * 「次世代育成支援対策推進法」成立 * 女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告審議 	<ul style="list-style-type: none"> * 課長（男女共同参画・ボランティア担当）を男女共同参画課に名称変更 * 男女共同参画兵庫県率先行動計画「ひょうごアクション8」策定 	<ul style="list-style-type: none"> * 「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」を設置
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> * DV防止法改正（暴力の定義拡大等） * 育児・介護休業法一部改正（育児休業期間の延長等）（平成17年施行） * 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画課を男女家庭課に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> * 「加古川市女性団体連絡会」を設置
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> * 国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画推進本部決定「女性の再チャレンジ支援検討会議の設置について」 * 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 * 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 		<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画社会に関する市民意識調査実施 * 「男女共同参画行動計画懇話会」を設置 * 市民部人権施策推進課から企画部政策企画課へ改組

年	世界	国	県	加古川市
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> * 「国の審議会等における女性委員の登用促進について」男女共同参画推進本部決定 * 「男女雇用機会均等法」改正(性差別禁止の拡大等、平成19年施行) * 「女性の再チャレンジプラン」改定 * 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 	<ul style="list-style-type: none"> * 「ひょうご子ども未来プラン」策定 * 兵庫県男女共同参画計画一ひょうご男女共同参画プラン21-後期実施計画策定 * 第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画一新ひょうごアクション8-策定 * 「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定 * 県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設 	<ul style="list-style-type: none"> * 「加古川市男女共同参画行動計画」を改定 * 男女共同参画センターを加古川駅南ミニ市役所に移設 * 「審議会等における男女共同参画を推進する指針」を改正 * 「女性チャレンジひろば」開設
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> * 「DV防止法」改正(平成20年施行) * 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 * 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> * 「加古川市男女共同参画推進本部」設置 * 「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」設置 * 男女共同参画センターが課となる * 「加古川市職員男女共同参画率先行動計画」策定
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> * 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 * 「次世代育成支援対策推進法」改正(行動計画の公表及び従業員への周知の義務化等、平成21年施行) * 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告書提出 	<ul style="list-style-type: none"> * 男女家庭課を男女青少年課男女家庭室に改組 	
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> * 「育児・休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> * 第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画一ひょうごアクション8-策定 * 「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 * ひょうご仕事と生活センター開設 * 男女青少年課男女家庭室を青少年課男女家庭室に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> * 男女共同参画社会に関する市民意識調査実施
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> * 国連婦人の地位委員会「北京+15」閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> * 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> * 「新ひょうご子ども未来プラン」策定 	

年	世界	国	県	加古川市
2011年 (平成23年)	* ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) 発足	* 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定	* 「兵庫県男女共同参画計画ー新ひょうご男女共同参画プラン21ー」策定	* 「加古川市男女共同参画行動計画 (改定)」を策定 * 「加古川市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定
2012年 (平成24年)	* 「女性に関するASEAN 閣僚級会合」開催 (ラオス)	* 「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連3法公布 * 「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	* 「第4次男女共同参画兵庫県率先行動計画ーひょうごアクション8ー」策定	* 「加古川市職員男女共同参画率先行動計画」を策定 * 「両立支援ハンドブック」作成 * Facebook「かこがわさんかくねっと」稼働
2013年 (平成25年)		* 「配偶者からの暴力の防止及び被害者(等)の保護に関する法律」改正		
2014年 (平成26年)	国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	* 「男女雇用機会均等法」改正 * すべての女性が輝く社会づくり本部設置「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定	* 「兵庫県 DV 防止・被害者保護計画」策定	* 男女共同参画社会に関する市民意識調査実施
2015年 (平成27年)	* 国連婦人の地位委員会「北京+15」閣僚級会合 (ニューヨーク) * 国連持続可能な開発サミット開催 SDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	* 「パートタイム労働法」改正 * 「労働者派遣法」改正 * 「女性活躍推進法」制定 * 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	* 「第5次男女共同参画兵庫県率先行動計画ーひょうごアクション8ー」策定 * 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定 * 「兵庫県地域創生戦略」策定	
2016年 (平成28年)		* 「子ども・子育て支援法」改正 * 「ストーカー規制法」改正	* 「第3次兵庫県男女共同参画計画ーひょうご男女いきいきプラン2020ー」策定	* 「第4次加古川市男女共同参画行動計画」を策定 * 「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」を改定
2017年 (平成29年)		* 「次世代育成支援対策推進法」改正 * 「育児・介護休業法」改正 * 「働き方改革実行計画」策定 * 「男女雇用機会均等法」改正		
2018年 (平成30年)		* 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定 * 「働き方改革関連法」制定		

年	世界	国	県	加古川市
2019年 (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> * 「女性活躍推進法」改正 * 「労働施策総合推進法」改正 * 「男女雇用機会均等法」改正 * 「育児・介護休業法」改正 		
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> * 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 		
2021年 (令和3年)				<ul style="list-style-type: none"> * 「第5次加古川市男女共同参画行動計画」を策定 * 「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」を改定